

第2期

八頭町子ども・子育て 支援事業計画（素案）

令和2年3月

八 頭 町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	4P～7P
1	計画の策定の背景と趣旨	4P～
2	計画の性格	5P～
3	計画の対象	6P
4	計画の期間	7P
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	7P～30P
1	児童人口等の様子	7P～
2	教育・保育施設等の様子	15P～
3	家庭、地域等の養育支援の様子	20P
4	子どもと子育ての様子 (ニーズ調査及び児童クラブ利用意向アンケート結果)	23P～
第3章	計画の基本的な考え方	31P～34P
1	計画の基本理念	31P
2	基本目標	32P
3	計画の推進体系	33P～
第4章	基本目標ごとの取り組み (次世代育成支援行動計画)	35P～74P
1	子育てをしているすべての家庭を応援するために	35P～
2	働きながら子どもを育てている人を応援するために	56P～
3	子どもが安全に育つ安心なまちづくり	60P～
4	親と子の学びと育ちを応援するために	65P～
第5章	教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等 (子ども・子育て支援事業計画)	75P～85P
1	教育・保育提供区域の設定	75P～
2	教育・保育の量の見込みと確保方策等	76P～
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供 体制の確保	79P～

第6章	計画の推進に向けて	85 P
1	推進の体制	85 P
2	計画の達成状況の点検及び評価	85 P

資料編		86 P ~ 90 P
1	児童人口の推計（平成 27 年～平成 31 年）	86 P
2	八頭町子ども・子育て会議設置要綱	87 P ~
3	八頭町子ども・子育て会議委員名簿	89 P ~
4	八頭町子ども・子育て支援事業計画策定経過	90 P

（用語の定義）

特定教育・保育施設 … 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

基本指針 … 子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき国が定める基本的な指針。（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、平成26年内閣府告示第159号。）

町長「はじめに」を掲載予定

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な少子高齢化や核家族化の進行により、家庭及び地域を取り巻く環境は大きく変化し、子育て支援が質、量ともに不足してきており、子育て家庭における孤立感と負担感が増加しています。

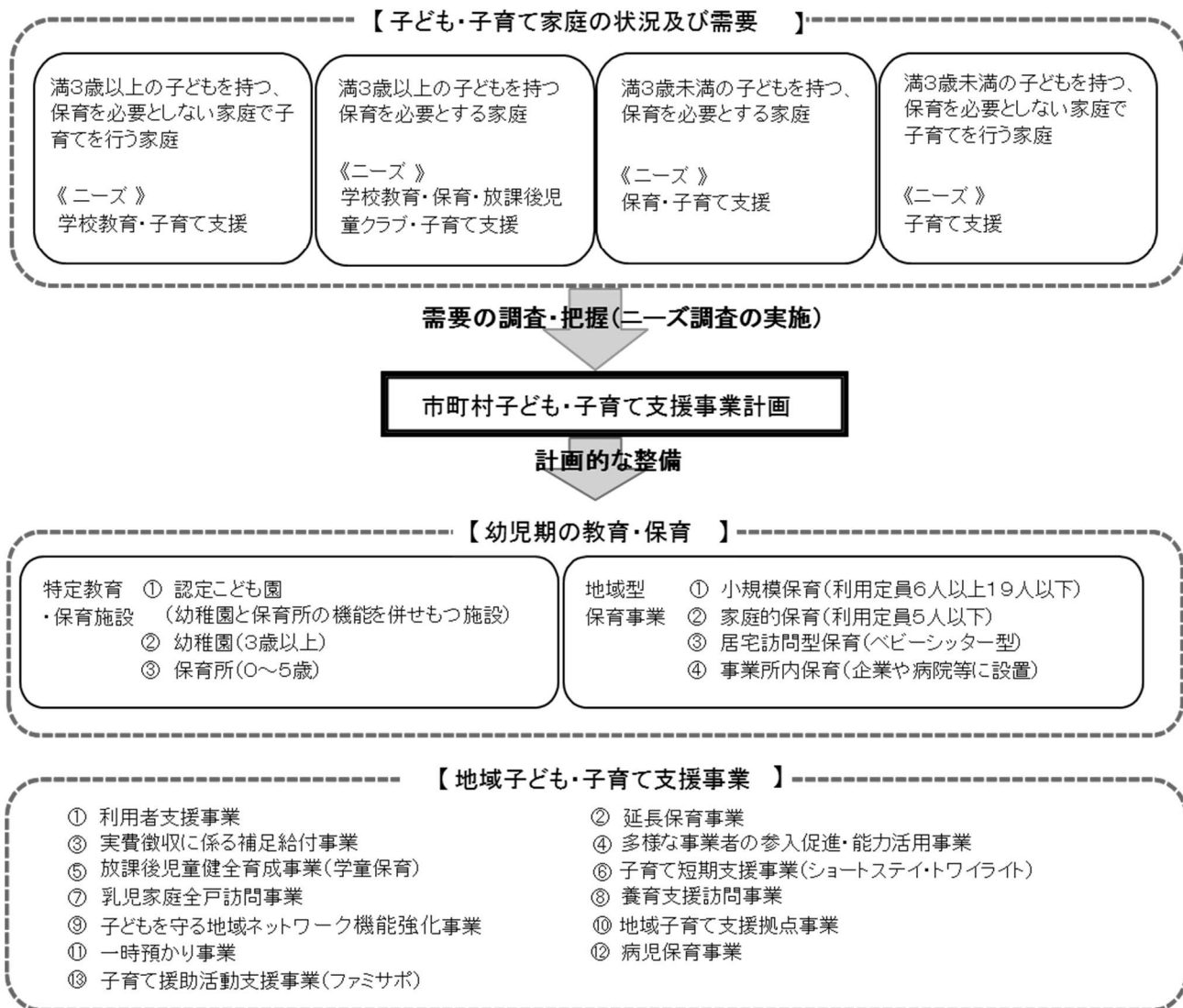
このような状況を背景に、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域の子ども・子育て支援事業の充実を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

本町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「八頭町次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年～平成21年、後期計画：平成22年～平成26年）を策定しました。この計画では、「まち全体で子育てを応援しよう」、「子育て・子育てを応援するための地域づくりをしよう」、「子どもと親が共に育とう」という3つの基本理念を掲げ、すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるとともに、すべての親が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支え合い、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、さまざまな子育て支援施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度に移行後もこの基本理念を継承し、これまでの取り組みを活かすとともに、より一層充実した子育て支援策を展開するため、平成27年3月に「八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の策定から5年が経過することから、これまでの取り組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向け、「第2期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

図表1 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



2 計画の性格

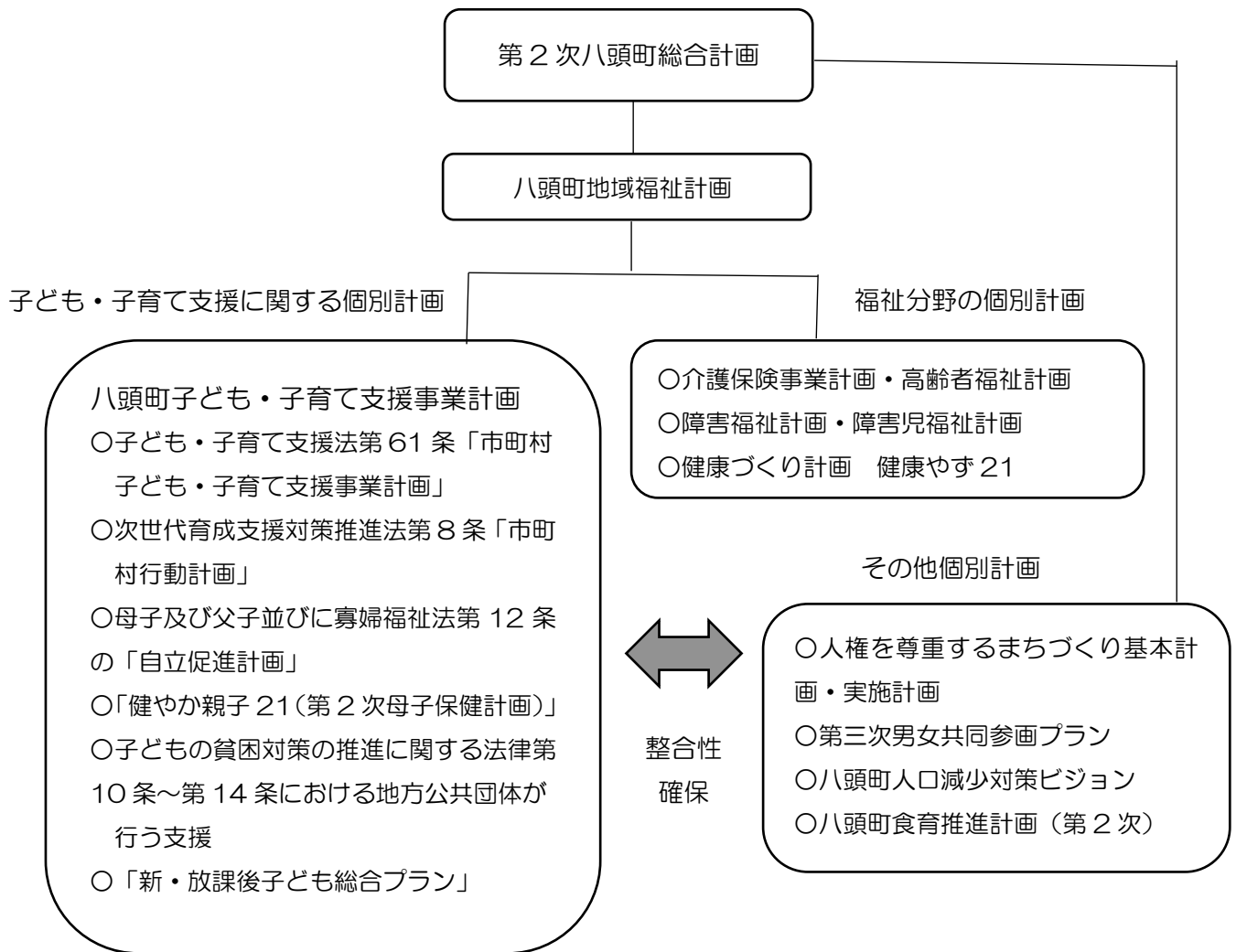
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（第2次母子保健計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条～第14条における地方公共団体が行う支援について、本町の施策を盛り込んだものです。

さらに、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示すものです。

なお、本計画の策定に当たっては、最上位計画である「第2次八頭町総合計画」をはじめ、福祉各分野の共通事項を記載した「八頭町地域福祉計画」、町の関連する諸計画との整合性を持つものとして定めています。

図表2 計画の性格



3 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主等とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

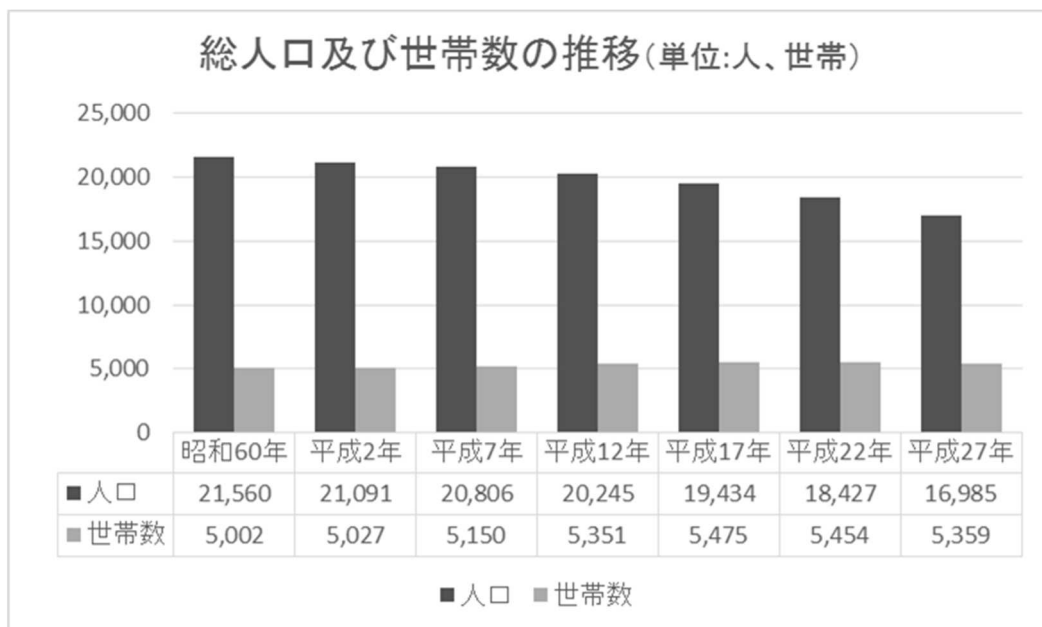
1 児童人口等の様子

1-1 人口及び世帯数の推移

人口は、平成27年10月1日現在16,985人となっており、減少傾向にあります。

世帯数は、平成27年10月1日現在5,359世帯となっています。核家族化により増加傾向となっていた世帯数ですが、平成27年においては、平成22年の5,454世帯より95世帯の減少となりました。

図表3 総人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）

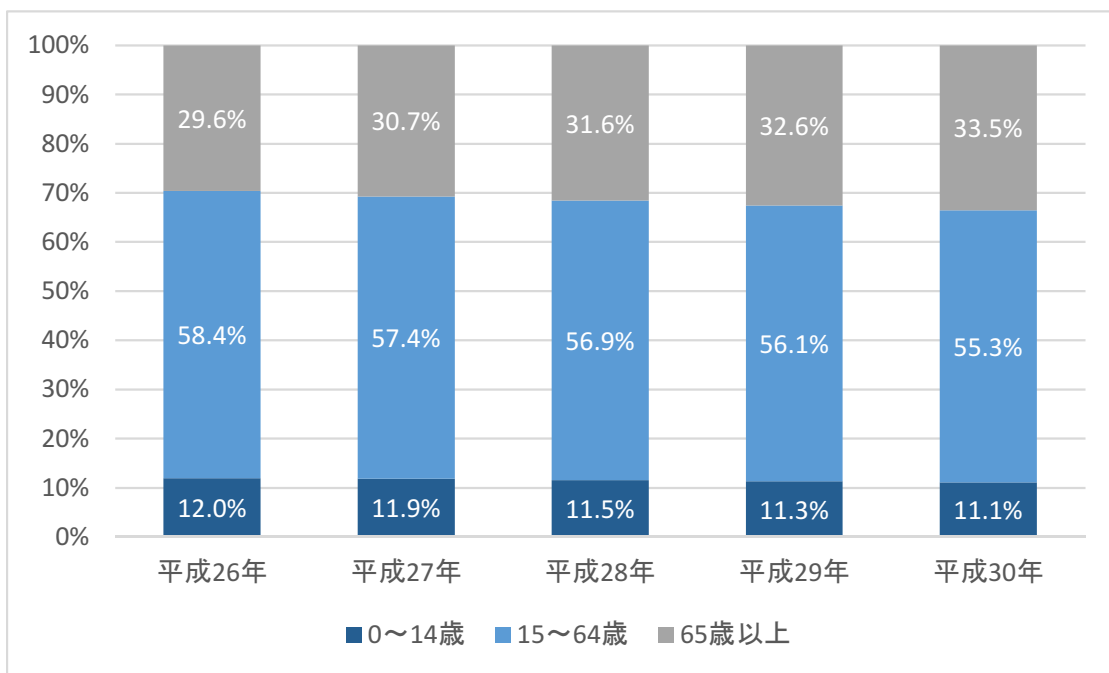


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-2 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別に見ると、平成30年4月1日現在、年少人口（0歳～14歳）は、1,929人（11.1%）となっており、平成26年と比べると270人の減少となっています。

図表4 年齢3区分別人口の推移（単位：%）



区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0～14 歳	2,199 人	2,143 人	2,055 人	1,991 人	1,929 人
	12.0%	11.9%	11.5%	11.3%	11.1%
15～64 歳	10,738 人	10,383 人	10,130 人	9,840 人	9,580 人
	58.4%	57.4%	56.9%	56.1%	55.3%
65 歳以上	5,447 人	5,555 人	5,633 人	5,722 人	5,810 人
	29.6%	30.7%	31.6%	32.6%	33.5%
総 人 口	18,384 人	18,081 人	17,818 人	17,553 人	17,319 人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

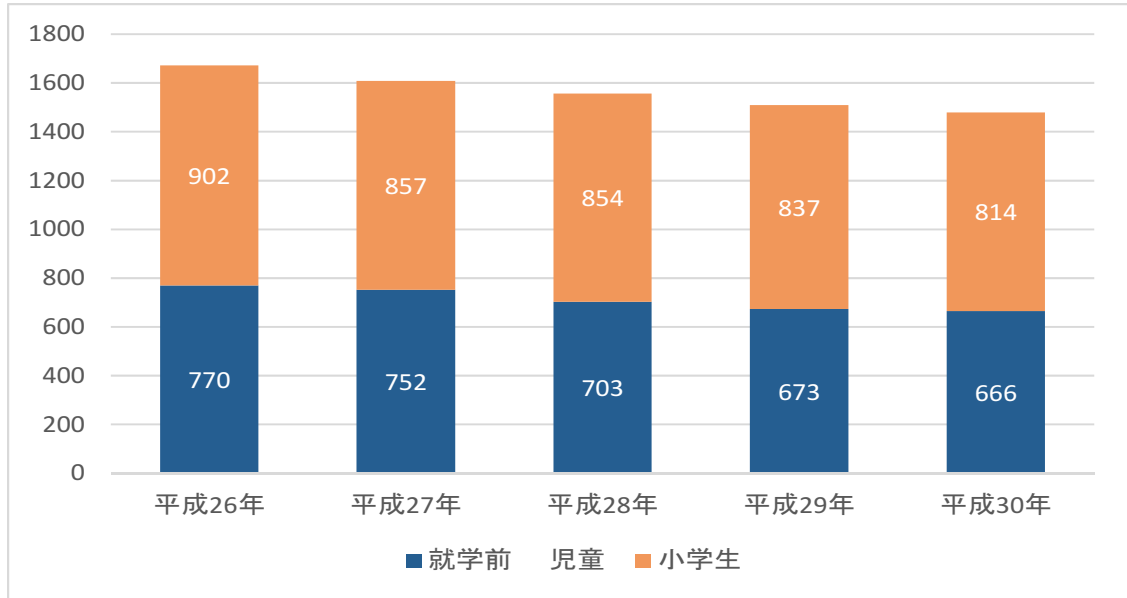
1-3 児童数の推移

児童数（0～11歳）は、平成30年4月1日現在、1,480人となっており、平成26年と比べると192人減少しています。

また、就学前児童（0～5歳）は、平成30年4月1日現在、666名となっており、

平成 26 年に比べると 104 人の減少、小学生（6～11 歳）は、平成 30 年 4 月 1 日現在 814 人、平成 26 年に比べると 88 人の減少となっています。

図表 5 0～11 歳人口の推移（単位：人）



区分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	増減(平成 26 年～30 年)
就学前 児童	0 歳	116 人	108 人	85 人	103 人	86 人	△ 30
	1 歳	124 人	118 人	111 人	90 人	118 人	△ 6
	2 歳	123 人	125 人	125 人	109 人	95 人	△ 28
	3 歳	136 人	122 人	127 人	128 人	109 人	△ 27
	4 歳	148 人	134 人	118 人	127 人	128 人	△ 20
	5 歳	123 人	145 人	137 人	116 人	130 人	7
	小計	770 人	752 人	703 人	673 人	666 人	△ 104
小学生	6 歳	135 人	120 人	146 人	139 人	121 人	△ 14
	7 歳	152 人	135 人	121 人	145 人	142 人	△ 10
	8 歳	141 人	155 人	138 人	119 人	145 人	4
	9 歳	153 人	144 人	153 人	137 人	118 人	△ 35
	10 歳	149 人	152 人	145 人	153 人	136 人	△ 13
	11 歳	172 人	151 人	151 人	144 人	152 人	△ 20
	小計	902 人	857 人	854 人	837 人	814 人	△ 88
合計	1672 人	1609 人	1557 人	1510 人	1480 人	△ 192 人	

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

1-4 世帯構成

一般世帯数（住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等の数）は、平成27年10月1日現在、5,349世帯となっており、年々減少する傾向となっています。これを世帯構成別に見ると、4区分のうち「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」が増加しています。そのうち「核家族世帯」については、平成17年から約10年の間に約230世帯増加しており、核家族化が進行していることが分かります。なお、18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数1,412世帯のうち「核家族世帯」が48.4%を占めており、ひとり親家庭については、母子家庭が5.2%、父子家庭が0.3%となっています。

図表6 世帯構成の状況（単位：世帯、%）

区 分	全体			18歳未満のいる世帯		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	5,469	5,450	5,349	1,834	1,667	1,412
核家族世帯	2,547	2,674	2,778	681	697	683
	46.6%	49.1%	51.9%	37.1%	41.8%	48.4%
夫婦のみの世帯	774	811	879	0	0	0
	14.2%	14.9%	16.4%	-	-	-
夫婦と子どもから成る世帯	1,279	1,315	1,325	575	592	570
	23.4%	24.1%	24.8%	31.4%	35.5%	40.4%
男親と子どもから成る世帯	69	84	83	9	8	11
	1.3%	1.5%	1.6%	0.5%	0.5%	0.8%
女親と子どもから成る世帯	425	464	491	97	97	102
	7.8%	8.5%	9.2%	5.3%	5.8%	7.2%
その他の親族世帯	2,180	1,968	1,627	1,152	961	720
	39.9%	36.1%	30.4%	62.8%	57.6%	51.0%
非親族世帯	5	17	36	0	9	8
	0.1%	0.3%	0.7%	-	0.5%	0.6%
単独世帯	737	788	907	1	0	1
	13.5%	14.5%	17.0%	0.1%	-	0.1%
（再掲）会社などの独身寮の単身者	81	56	35	-	-	-
	1.5%	1.0%	0.7%	-	-	-
（再掲）母子家庭	71	65	77	69	63	74
	1.3%	1.2%	1.4%	3.8%	3.8%	5.2%
（再掲）父子家庭	7	6	5	7	5	4
	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%	0.3%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-5 子どものいる世帯

子どものいる世帯の推移を見ると、平成27年10月1日現在、6歳未満親族のいる一般世帯が502世帯、18歳未満親族のいる世帯1,412世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表7 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

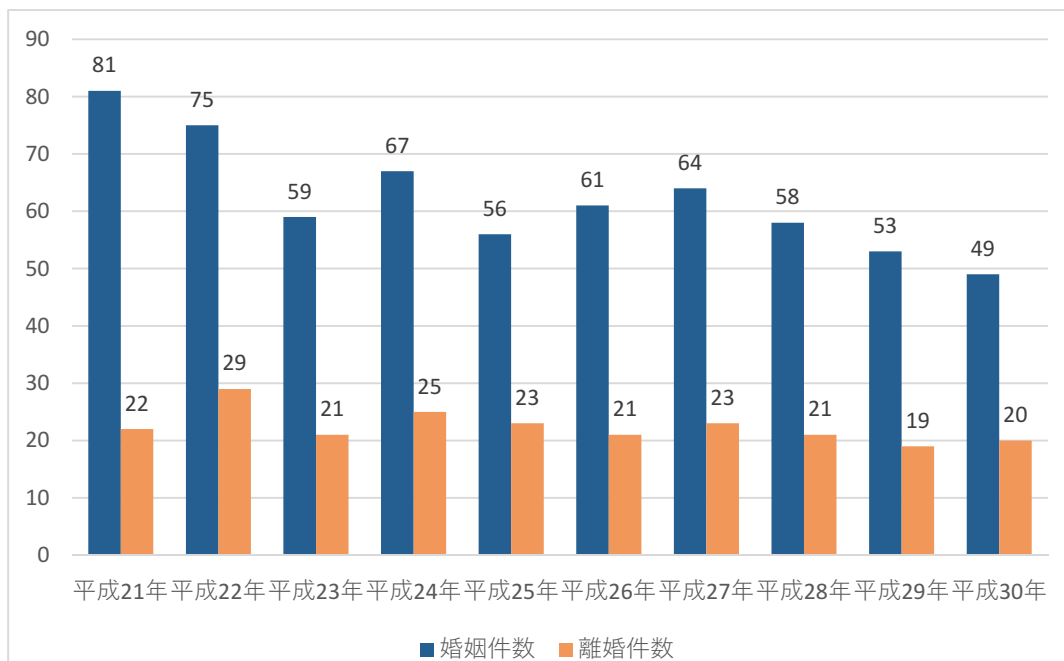
区 分	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	5,469	5,450	5,349
6歳未満親族のいる一般世帯数	662 12.1%	624 11.4%	502 9.4%
18歳未満親族のいる一般世帯数	1,834 33.5%	1,667 30.6%	1,412 26.4%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-6 婚姻動向

婚姻件数は平成21年の81件以降、40件台から70件台で増減を繰り返しており、離婚件数は10件台から20件台で推移しています。

図表8 婚姻動向（単位：件）



区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
婚姻件数	81	75	59	67	56	61	64	58	53	49
婚姻率(人口千人当)	4.3	4.1	3.3	3.8	3.2	3.5	3.8	3.5	3.2	3.0
離婚件数	22	29	21	25	23	21	23	21	19	20
離婚率(人口千人当)	1.18	1.57	1.16	1.41	1.31	1.22	1.35	1.26	1.16	1.23

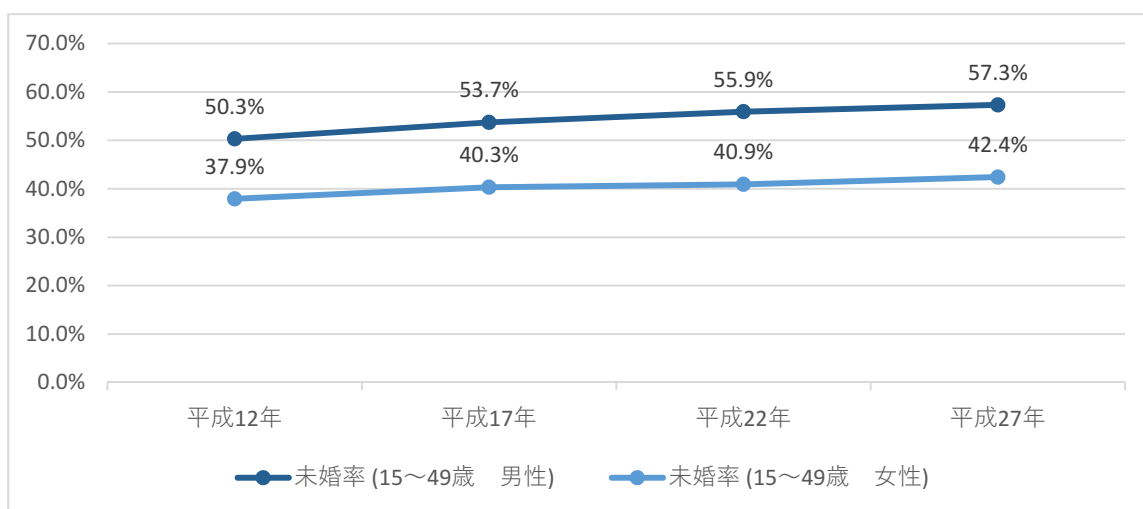
資料：鳥取県人口動態統計

1-7 未婚率

15～49歳の未婚率は、平成27年10月1日現在で、男性57.3%、女性42.4%となっており、平成12年に比べると、男女ともに未婚率が大きく増加しています。

中でも、男性については、全国平均(51.2%)や県平均(52.7%)に比べると非常に高い値となっています。本町だけの推移をみると、女性については、平成12年に比べて25歳～29歳の未婚率が48.5%、30～34歳の未婚率が15.4%、35歳～39歳の未婚率が11.5%と、いずれも大幅に増加しています。

図表9 本町の15～49歳男女別未婚率(単位：%)



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図表 10 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	本町								鳥取県		全国	
	男性				女性				男性	女性	男性	女性
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年		平成27年	
15～19歳	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	99.3%	99.3%	100.0%	99.5%	99.3%	99.7%	99.4%
20～24歳	94.1%	91.2%	91.7%	94.6%	88.0%	87.0%	85.2%	90.7%	93.8%	88.3%	95.0%	91.4%
25～29歳	72.9%	70.2%	71.0%	78.8%	57.1%	57.3%	57.7%	65.6%	69.8%	57.6%	72.7%	61.3%
30～34歳	48.9%	45.8%	49.6%	53.8%	21.3%	28.8%	36.7%	36.7%	47.0%	33.1%	47.1%	34.6%
35～39歳	28.7%	35.0%	36.3%	36.7%	10.3%	9.6%	17.0%	21.8%	35.3%	23.3%	35.0%	23.9%
40～44歳	18.3%	24.0%	30.4%	31.5%	3.1%	8.5%	8.2%	15.2%	29.3%	17.7%	30.0%	19.3%
45～49歳	12.4%	16.3%	22.0%	29.8%	3.3%	3.2%	8.6%	8.4%	26.6%	14.7%	20.9%	16.1%
合計	50.3%	53.7%	55.9%	57.3%	37.9%	40.3%	40.9%	42.4%	52.7%	42.0%	51.2%	42.9%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

1-8 人口動態

出生数の推移は、年度により増加や減少が繰り返されるといった変動が見られるものの、死亡数の増加が大きいため、自然動態が減少傾向にあります。

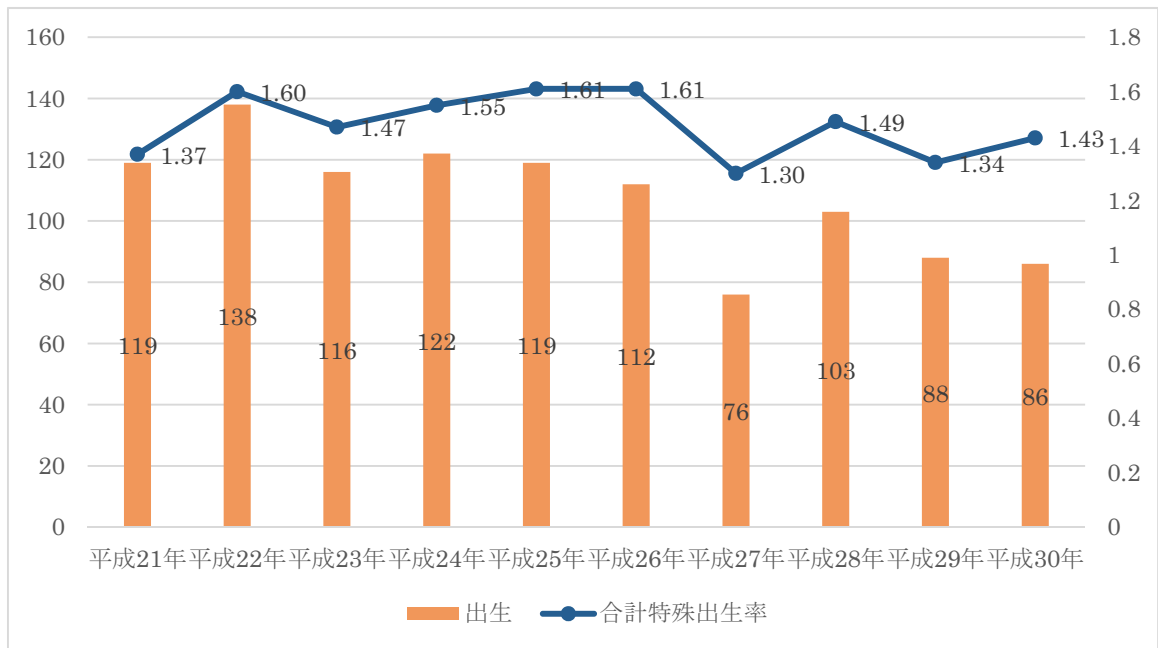
また、転出数、転入数についても年度により変動がありますが、転入数よりも転出数が大きいため、社会動態についても減少傾向にあります。

図表 11 人口動態（単位：人）

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然動態	出生	119	138	116	122	119	112	76	103	88	86
	死亡	259	261	272	227	250	240	270	262	240	231
	自然増	△140	△123	△156	△105	△131	△128	△194	△159	△152	△145
社会動態	転入	519	428	375	459	361	374	401	378	339	412
	転出	602	535	561	593	533	494	489	450	475	429
	社会増	△83	△107	△186	△134	△172	△120	△88	△72	△136	△17

資料：鳥取県人口動態統計、鳥取県人口移動調査

図表 12 出生数の推移（単位：人） ※ 折れ線グラフは合計特殊出生率



資料：鳥取県人口動態統計

※合計特殊出生率とは…

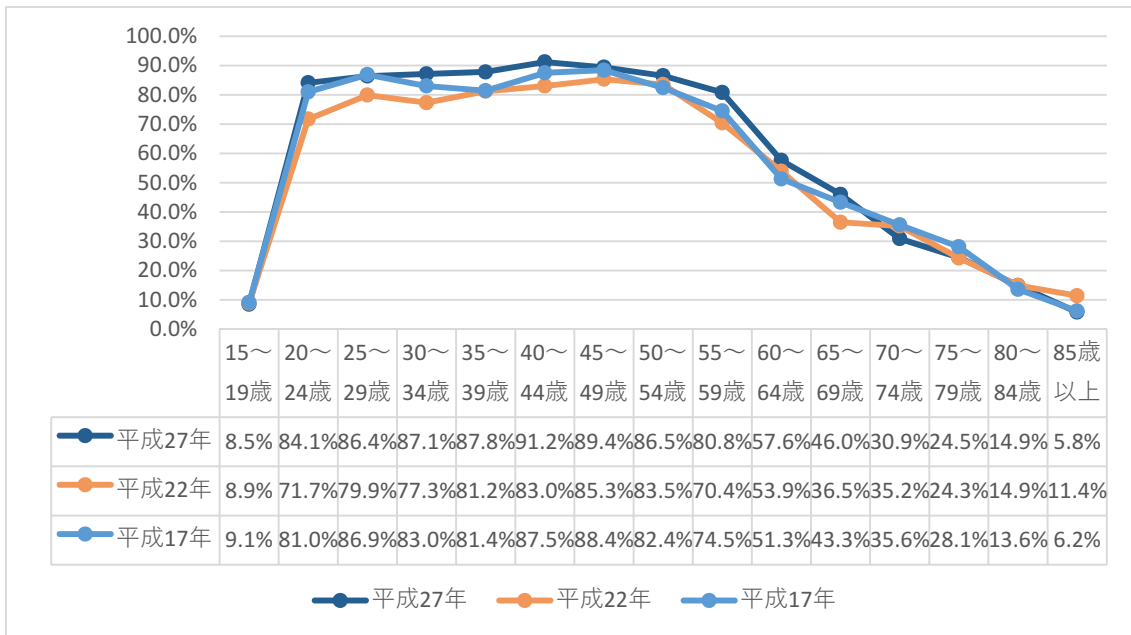
合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。（参考資料：厚生労働省ホームページより）

1-9 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといった、いわゆるM字カーブを描く傾向があります。

平成27年は、平成17年と比べて全体的に労働力が増加しています。また、M字の谷も見られないことから、結婚・出産を機に仕事をやめるのではなく、続けながら育児をする女性が多くなっていることがうかがえます。

図表 13 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 教育・保育施設等の様子

2-1 保育所

保育所は、公立保育所を 5 カ所設置しており、令和元年度の定員は 640 人、入所予定児童数は合計 560 人で、定員に対する充足率は 87.5%となります。

図表 14 入所児童数の推移（各年度 3 月 1 日現在）（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童数	621	626	613	572	579

資料：町民課

図表 15 公立保育所の状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

保育所名	受入年齢	定員	充足率	入所児童数						
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
※☆郡家東保育所	6 ヶ月～	160 人	84.4%	13 人	22 人	24 人	20 人	30 人	26 人	135 人
※☆郡家保育所	6 ヶ月～	140 人	92.1%	6 人	21 人	18 人	24 人	31 人	29 人	129 人

※☆国中保育所	6ヶ月～	90人	111.1%	5人	18人	12人	18人	22人	25人	100人
※☆船岡保育所	6ヶ月～	120人	95.0%	6人	18人	20人	21人	25人	24人	114人
※☆安部保育所	6ヶ月～	45人	71.1%	3人	4人	8人	5人	7人	5人	32人
八東保育所	6ヶ月～	35人	40%	0人	2人	2人	2人	2人	6人	14人
丹比保育所	6ヶ月～	65人	73.8%	5人	8人	6人	7人	10人	12人	48人
合計		655人	87.3%	38人	93人	90人	97人	127人	127人	572人

資料：町民課

○開所時間は午前7時～午後7時。※は土曜午後実施、☆は延長保育（午後7時まで）実施。

○平成31年4月1日より保育所の統廃合により公立保育所は5箇所となっています。

2-2 小学校・中学校

平成30年4月1日現在、公立小学校を4校、公立中学校を1校設置しています。

児童・生徒数は、平成30年5月1日現在、小学校が807人、中学校が435人となっています。平成26年度と比べて小学校については89人、中学校については、80人の減少となっています。

図表16 小学校・中学校の児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
郡家東	229	221	230	227		220	
郡家西	306	290	294	301		302	
隼	35	37	31	船岡	144	船岡	130
船岡	112	105	108				
大江	21	15	16				
丹比	83	84	82	八東	160	八東	155
八東	56	45	50				
安部	54	47	39				
合計	896	844	850	832		807	

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

図表 17 中学校の生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
八 頭	中 央	275	521	486	433	435
	船 岡	115				
	八 東	125				
合 計	515		521	486	433	435

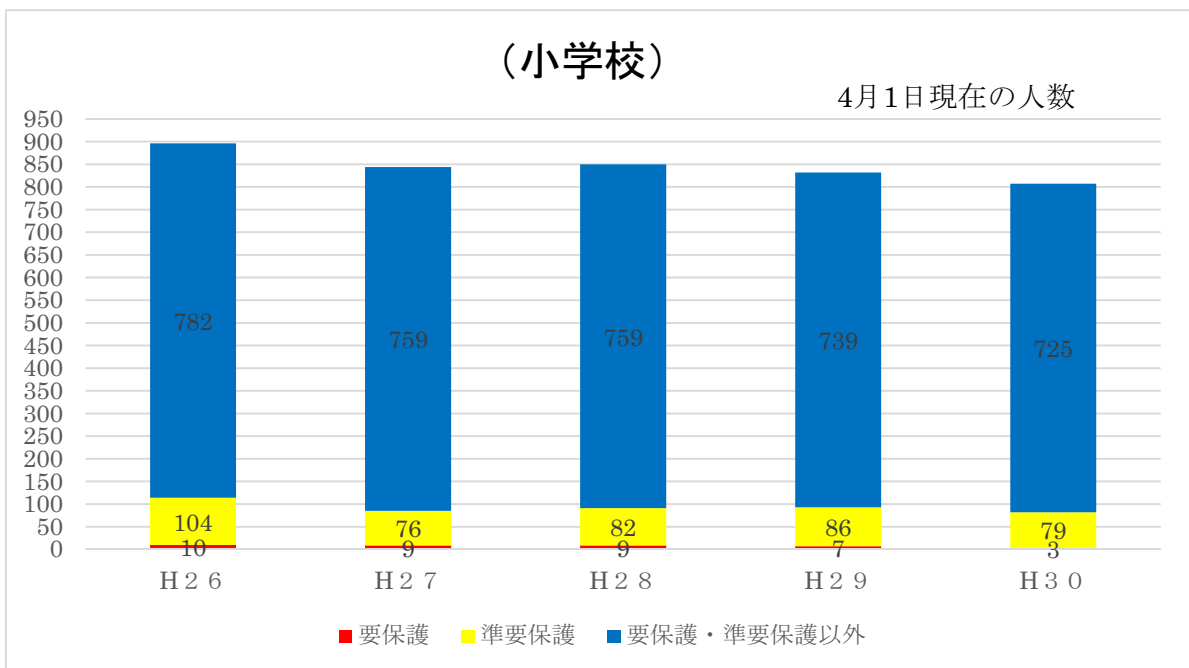
資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

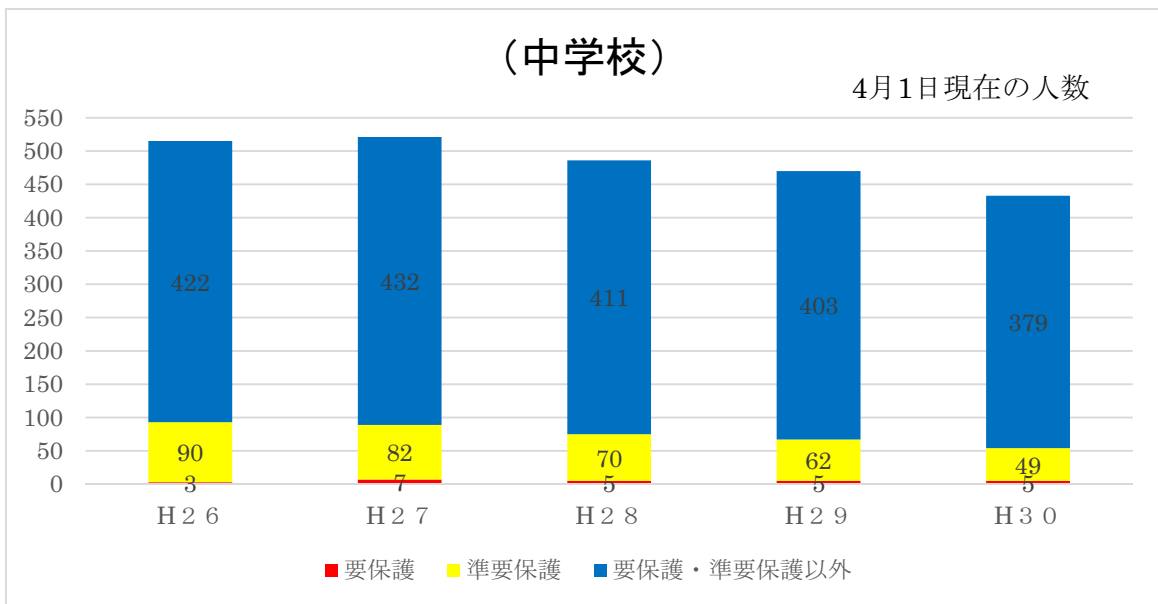
2-3 要保護・準要保護児童数の推移

小学校において、要保護あるいは準要保護に認定された児童数は、平成 26 年度の 114 人が最多で、4 年経過した平成 30 年度には、約 28%減の 82 人となりました。

中学校においては、平成 26 年度は 90 人を超えていましたが、八頭中学校が開校した平成 27 年度を機に減少し、平成 30 年度は 54 人と 4 年間で 6 割程度となりました。

図表 18 要保護・準要保護児童の推移（単位：人）





資料：学校教育課

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が昼間仕事等で家庭にいない場合、学校の授業終了後に遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成をはかることを目的に開設しています。

現在、町内には4カ所の既設児童クラブ（6支援）を設置しています。平成31年度の在籍児童数は191人、対学年児童数に対する利用率は24.4%となっています。

図表19 放課後児童クラブの概要（平成31年度現在）

児童クラブ名	ひまわり1組、 2組	第1わんぱく、 第2わんぱく	船岡	八東
対象	小学校の児童			
開所時間	平日 月～金曜日 放課後～19時			
	土、日曜日、祝日及び長期休暇期間 7時30分～19時			
会費	月額4,000円（8月のみ5,000円） 別途おやつ代（月額2,000円）、保険代（年額800円）が必要 ※おやつが無い児童クラブあり			
定員	70人	80人	40人	30人

図表 20 学年別在籍児童数（平成 31 年 4 月 1 日）（単位：人）

児童クラブ名	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
ひまわり 1 組	7	6	11	0	0	0	24
ひまわり 2 組	7	6	9	2	0	0	24
第 1 わんぱく	16	10	7	3	0	0	36
第 2 わんぱく	19	10	6	5	0	0	40
船 岡	17	15	1	4	0	2	39
八 東	8	8	4	6	1	1	28
合 計	74	55	38	20	1	3	191

資料：町民課

図表 21 校区別利用率（平成 31 年度現在）（単位：人）

児童クラブ名	対象小学校区	児童数	在籍児童数	利用率
ひまわり 1 組 ひまわり 2 組	郡家東	208	48	23.1%
第 1 わんぱく 第 2 わんぱく	郡家西	311	76	24.4%
船 岡	船岡	124	39	31.5%
八 東	八東	141	28	19.9%
合 計		784	191	24.4%

資料：町民課

図表 22 学年別在籍児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	52	47	74	58	57
2 年生	33	48	43	55	49
3 年生	16	28	34	32	41
4 年生～	1	3	5	12	12
合計	102	126	156	160	159

資料：町民課

2-5 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、子育て家庭の育児不安等に関する相談指導を行うとともに、親子ふれあい遊びなどを通じて子育て家庭の交流場所を提供することを目的に、就学前までの乳幼児がいる家庭を対象に実施しています。

図表 23 地域子育て支援センターの概要

対 象	0歳から就学前までの幼児がいる家庭	
開所時間	子育て相談	親子ふれあい遊び
	月曜日～金曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00	月曜日～金曜日 10:00～11:30
実施場所	子育て支援センター	子育て支援センター 男女共同参画センター

図表 24 利用者数 (単位：人 ※年間延べ利用者数)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
八 頭	郡 家	1,970	5,369	5,326	5,977	6,774
	船 岡	619				
	八 東	539				
合 計	3,128		5,369	5,326	5,977	6,774

資料：子育て支援センター

3 家庭、地域等の養育支援の様子

子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化してきている中、児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題は複雑化してきており、その背景には保護者の養育困難な環境や生活困窮の実態が見えてきています。

そのような中、本町においては、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を組織し、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、関係機関と連携をはかり、見守り・サポートを行っています。

また、障がいのある子どもや発達支援が必要な子どもに対しても関係機関と連携し、個々の成長段階に応じた養育支援を行っています。

3-1 子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童及びその保護者、要支援児童並びに特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図り、保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成するため、関係機関が適切な連携のもとで対応し、子ども及びその家庭への支援を行っています。

3-2 障がい児の保育・教育・療育

町内の保育所においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、特別支援学級を対象児童・生徒がいる場合に各小学校、中学校に設置しています。

また、必要に応じ、療育や福祉サービスの利用を進めています。

3-3 子どもの発達支援

すべての子どもの個性を守り、個々に合う発達段階に応じた健やかな成長を育むために、専門家による子育て相談やことばの相談、発達の相談事業を実施しています。また親子で参加する小集団教室を開催し、子どもの成長を支援するとともに保護者への子育て支援を行なっています。

また、子どもと関わりの深い保育士等の専門職の資質向上を図る研修会や保育所巡回指導を実施し、よりよい発達支援を進めるために必要な人材の育成に取り組んでいます。このように、子どもの発達に係る保健、福祉、教育分野の関係機関が連携をし、子どもの発達段階に応じた適切な支援を適宜行なえるよう体制を整えています。

3-4 子どもの貧困対策

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを支援するため、学習支援が必要な中学生等に対して学習機会の提供を行っています。

また、地域の大人との継続的な交流の場を通して、子ども達に安心安全な居場所を提供し、さまざまな活動を行うなかで子ども達の情操や社会性、生活習慣等の育ちを支える「子どもの居場所づくり」の取り組みを推進することを目的に「子ども食堂」の運営補助をしています。

○学習支援事業実施状況

名 称	ぴよんぴよん学習塾	地域未来塾
実施方法	委託実施	直営実施
実施団体	社会福祉法人 愛光会 母子生活支援施設のぞみ	八頭中学校
対 象	児童扶養手当の支給を受けて いる家庭の小・中学生	八頭中学生
実施日	毎週月～土曜日	夏休み期間
実施場所	母子生活支援施設 のぞみ	八頭中学校
実施内容	元教員や大学生等が学習塾コー ディネーターもしくは支援員と なり、参加者の学習支援を行う。	学生ボランティアが夏休みの宿 題等の学習補助を行う。

図表 25 参加者数 (単位：人 ※年間延べ利用者数)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぴよんぴよん学習塾	842 人	1,578 人	1,214 人	1,705 人
地域未来塾 (生活困窮者世帯の子どもの数)	未実施	317 人 (53 人)	330 人 (51 人)	258 人 (60 人)
合 計	842 人	1,895 人	1,544 人	1,963 人

資料：福祉課

※生活保護世帯、準要保護世帯、児童扶養手当受給世帯を生活困窮者世帯とみなす

○子ども食堂実施状況

名 称 (開始年月)	のぞみ親子食堂 (H29 年 10 月～)	寺子屋みらいこおげ (H30 年 1 月～)
実施団体	社会福祉法人 愛光会 母子生活支援施設のぞみ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープさんいんみらい 事業所
対 象	ひとり親家庭の親子、学習支援 事業を利用している児童他	小学生から高校生までの児童生徒 と保護者、地域の方
開催日時	毎月第 2・4 土曜日 17:30～19:00	毎週金曜日 18:00～20:00
実施場所	パレアナの家ほっとる一む	郡家西地区公民館
料 金	子ども無料 大人 200 円	子ども無料 大人 200 円

図表 26 参加者数 (単位：人 ※年間延べ利用者数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
のぞみ親子食堂	児童 146 人 大人 66 人 合計 212 人	児童 541 人 大人 256 人 合計 797 人
寺子屋みらいこおげ	児童 151 人 大人 74 人 合計 225 人	児童 616 人 大人 334 人 ボランティア 182 人 合計 1,132 人
合 計	437 人	1,929 人

資料：福祉課

4 子どもと子育ての様子（ニーズ調査結果）

4-1 ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「第2期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、就学前児童の保護者を対象に保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により実施しました。

調査の結果、対象者 733 人に対して回収は 497 人、回収率は 68%となりました。

図表 27 ニーズ調査の概要 【 実施時期：平成 30 年 10 月～11 月 】

対象	調査の内容	対象数	配布・回収方法
就学前児童 の保護者	<p>国から示されている利用希望の把握方法のひな形に沿い、次の内容の質問項目としました。</p> <p>①お住まいの地域 ②お子さんとご家族の状況 ③子どもの育ちをめぐる環境 ④保護者の就労状況 ⑤平日の教育・保育事業の利用状況 ⑥地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦休日等の教育・保育事業の利用希望 ⑧お子さんの病気の際の対応 ⑨お子さんの一時預かり・一時保育等 ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪職場の両立支援制度 ⑫お住まいの地域における子育て環境や支援の満足度 ⑬教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見</p>	733 人	<p>・保育所を通じた配布・回収</p> <p>・未就園児については、郵送配布・回収</p> <p>・インターネットによる調査</p>

図表 28 ニーズ調査の回収結果

郡家地域				船岡地域				八東地域			
保育所名	対象者数	回収	回収率	保育所名	対象者数	回収	回収率	保育所名	対象者数	回収	回収率
郡家東	133	85	64%	船岡	113	71	63%	安部	31	27	87%
郡家	128	87	68%					八東	14	9	64%
国中	100	81	81%					丹比	44	27	61%
計	361	253	70%	計	113	71	63%	計	89	63	71%
その他	170	110	65%	※その他は町外の幼稚園、または、家庭で保育をされている方(全地域)							

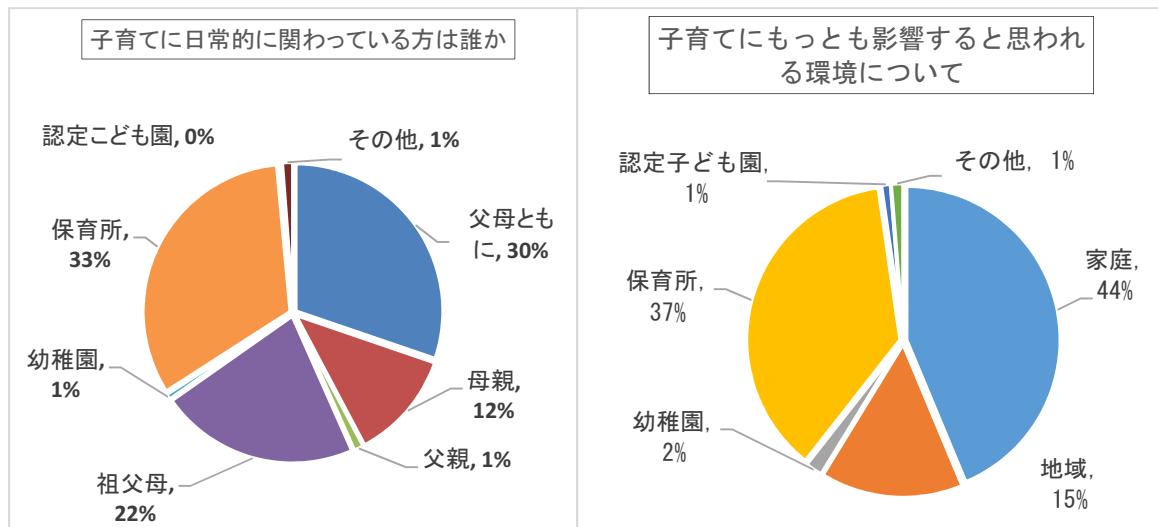
4-2 おもな調査結果

○子どもの育ちをめぐる環境について

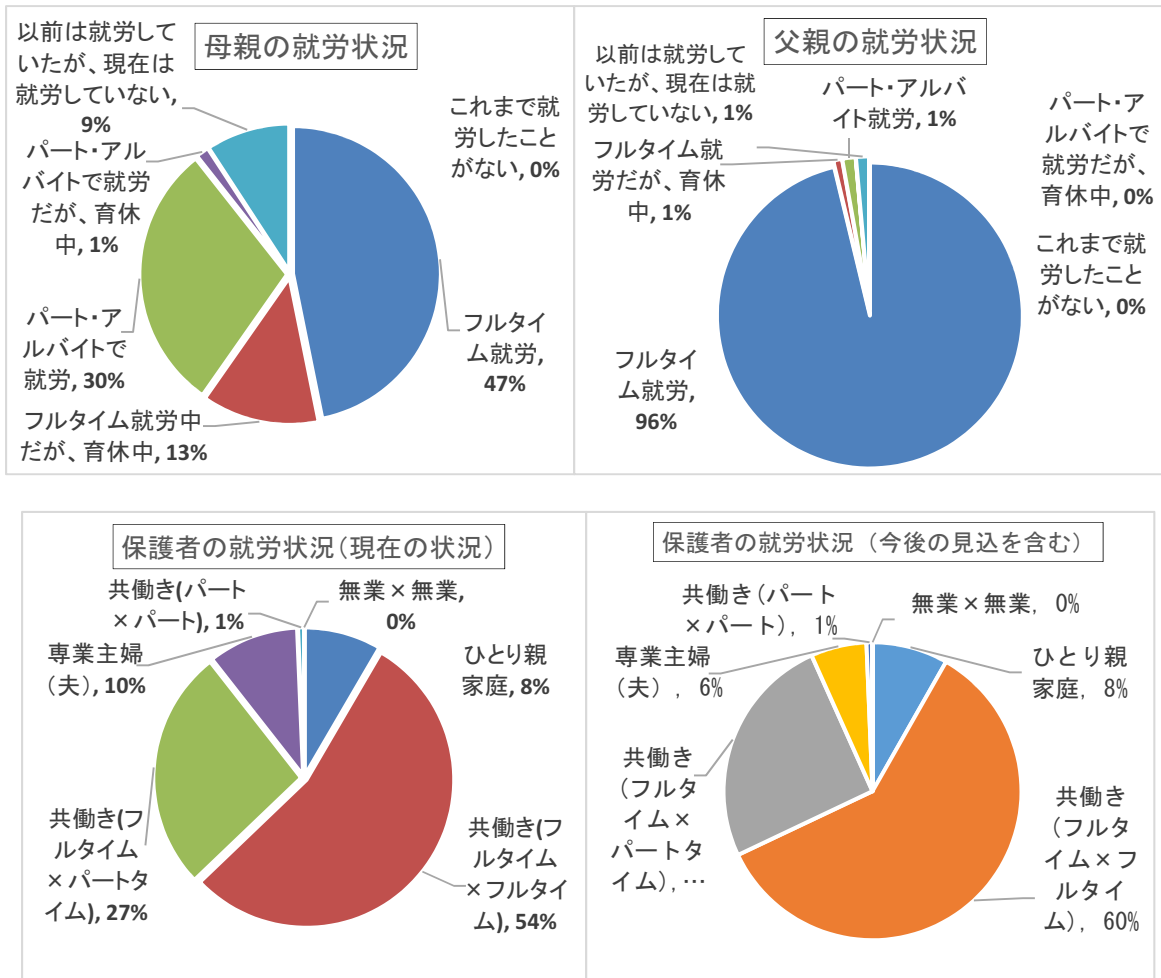
「子育てに日常的に関わっている方」について尋ねたところ、「保育所」という回答が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」という結果でした。「母親」という回答も多く、子育てを女性が担っている現状が見受けられます。

また、「子育てにもっとも影響すると思われる環境」の質問では、「家庭」が最も多く、「保育所」や「地域」という回答も多数ありました。このことから、子育て世帯にとって「保育所」は最も身近な場所であり、「地域」に対する期待も大きいことがうかがえます。

図表 29 子どもの育ちをめぐる環境について



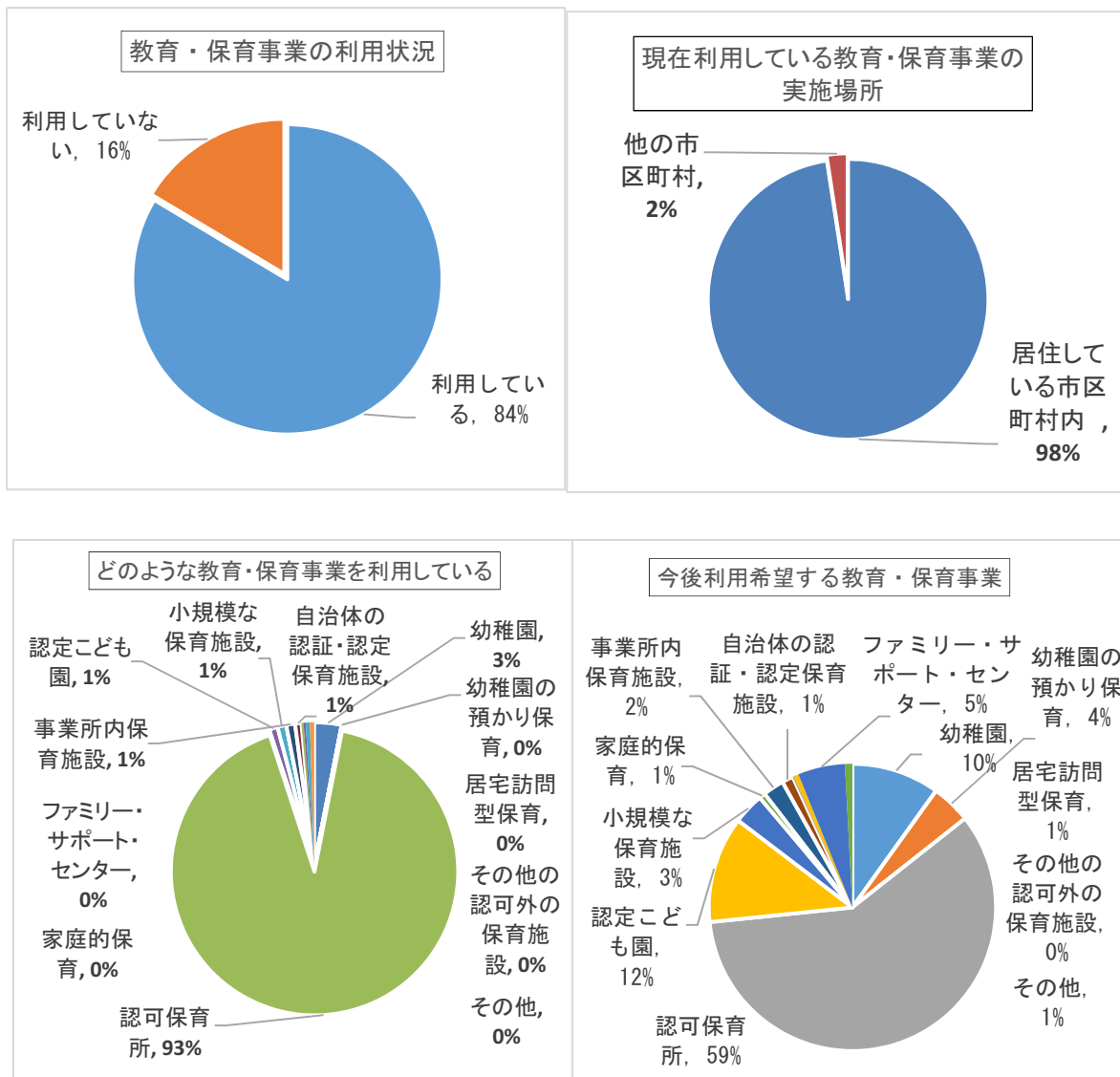
図表 30 保護者の就労状況について



○教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況について、全体の84%の方が「利用している」との回答でした。そのうち、町内の認可保育所を利用している方がもっとも多く、利用している理由では、「子どもの教育や発達のため」「子育てをしている方が就労しているため」という回答が多くなっています。また、今後の利用希望については、「認可保育所」の希望が最も多いですが、「認定こども園」「幼稚園」「ファミリーサポートセンター」等、保育ニーズも多様化しています。

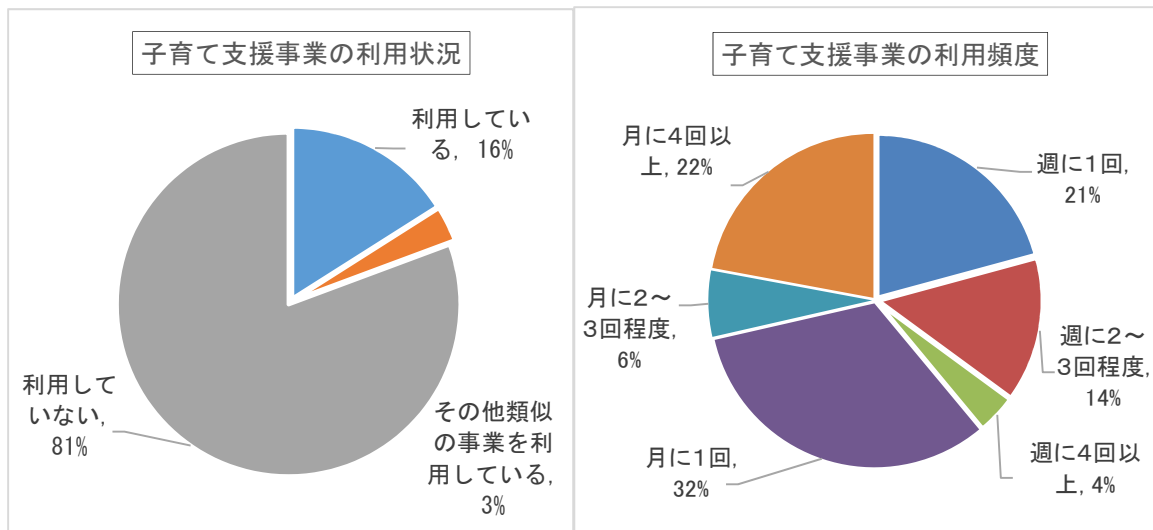
図表 31 教育・保育事業の利用状況について



○子育て支援事業の利用状況について

子育て支援センターの利用では、保育所等に通っているため利用しなくてもよい現状にありますが、未入所者の多くが「地域子育て支援センターを利用していないが今後利用したい」「すでに利用しているが、利用回数を増やしたい」と回答しており、教育・保育事業を利用していない保護者からのニーズの高さがうかがえます。

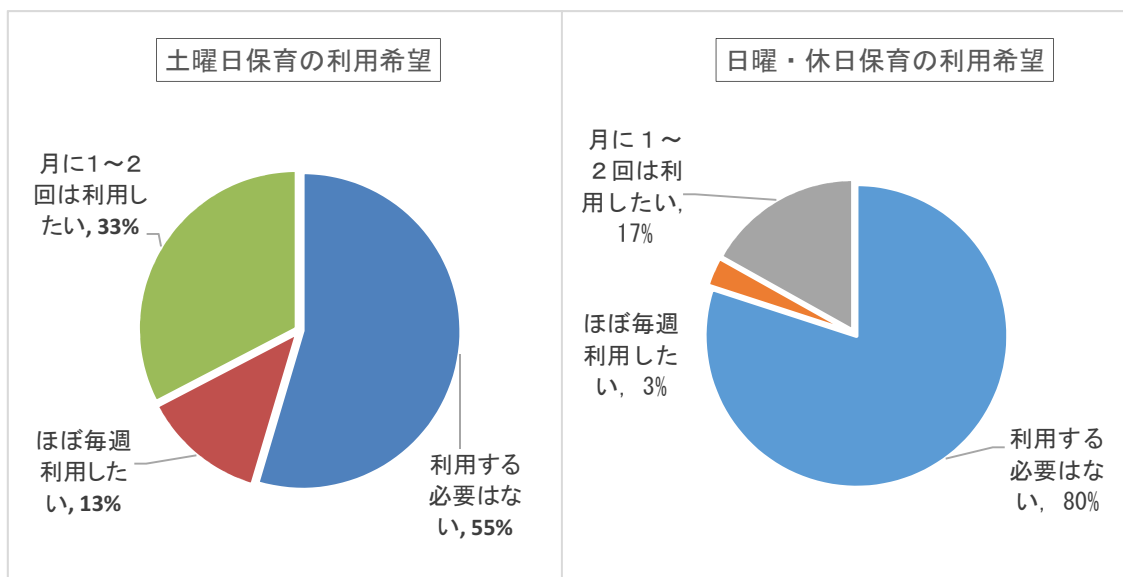
図表 32 子育て支援事業の利用状況について

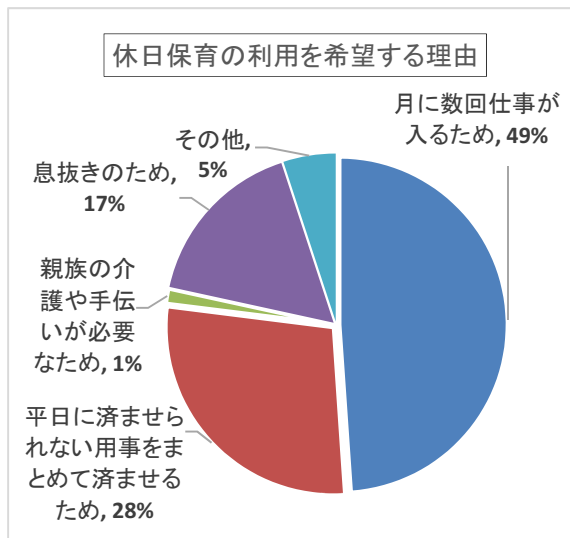


○休日保育について

土曜日の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」「月に1回から2回利用したい」を合わせると約45%に達し、土曜日の保育ニーズが高いことが分かります。一方、日曜・祝日の利用については、80%の方が「利用を希望しない」と選択しており、ニーズはそれほど高くないことがうかがえます。なお、利用を希望する理由については、「月に数回仕事が入るため」という回答が最も多く、「息抜きのため」といった回答もあり保護者の就労形態の多様化や社会構造の変化により休日保育の需要が高まっている傾向があります。

図表 33 休日保育の利用希望について

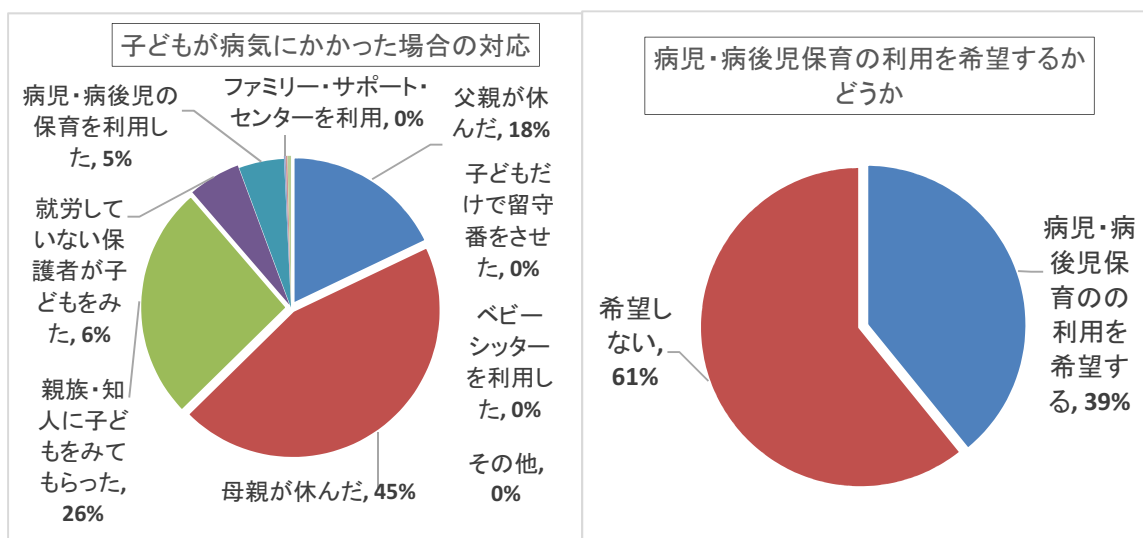


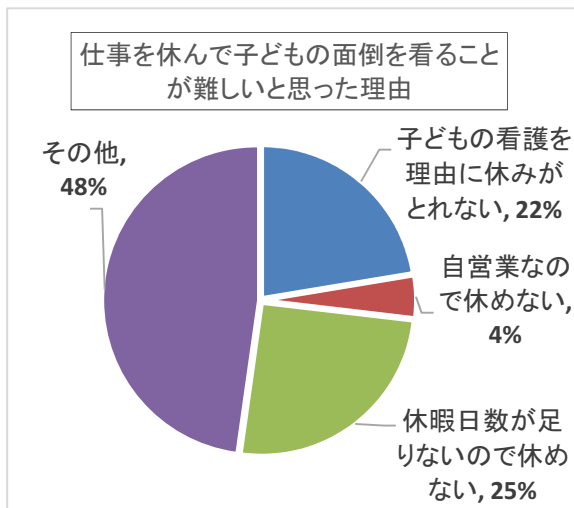
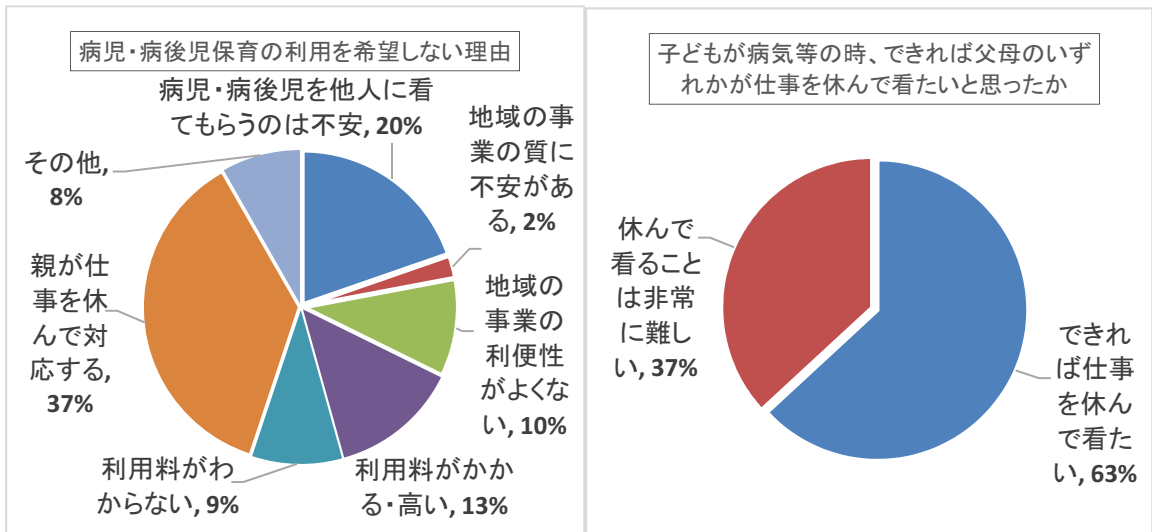


○病児・病後児保育について

「子どもが病気等にかかった場合どのように対処したか」の問いでは、「母親が休んだ」という回答が最も多く、次いで「親族・知人に子どもを見てもらった」「父親が休んだ」という結果でした。また、「保護者のどちらかが仕事を休んで対処した」と回答した方に「病児・病後児保育施設等の利用を希望するか」と尋ねたところ、「利用を希望する」と回答された方は 39%でした。一方で、「利用を希望しない」と回答された方にその理由を尋ねたところ、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」「親が休んで対応する」という回答が多く、子どもが病気等の場合はできれば自分達で面倒を見たいという保護者の思いがあることが分かります。しかし、そのような思いはあっても職場で休みをとることが難しい実態もあり、専門的な機関が併設された病児・病後児保育を利用したいというニーズがあるものと考えられます。

図表 34 病児・病後児保育の利用希望について

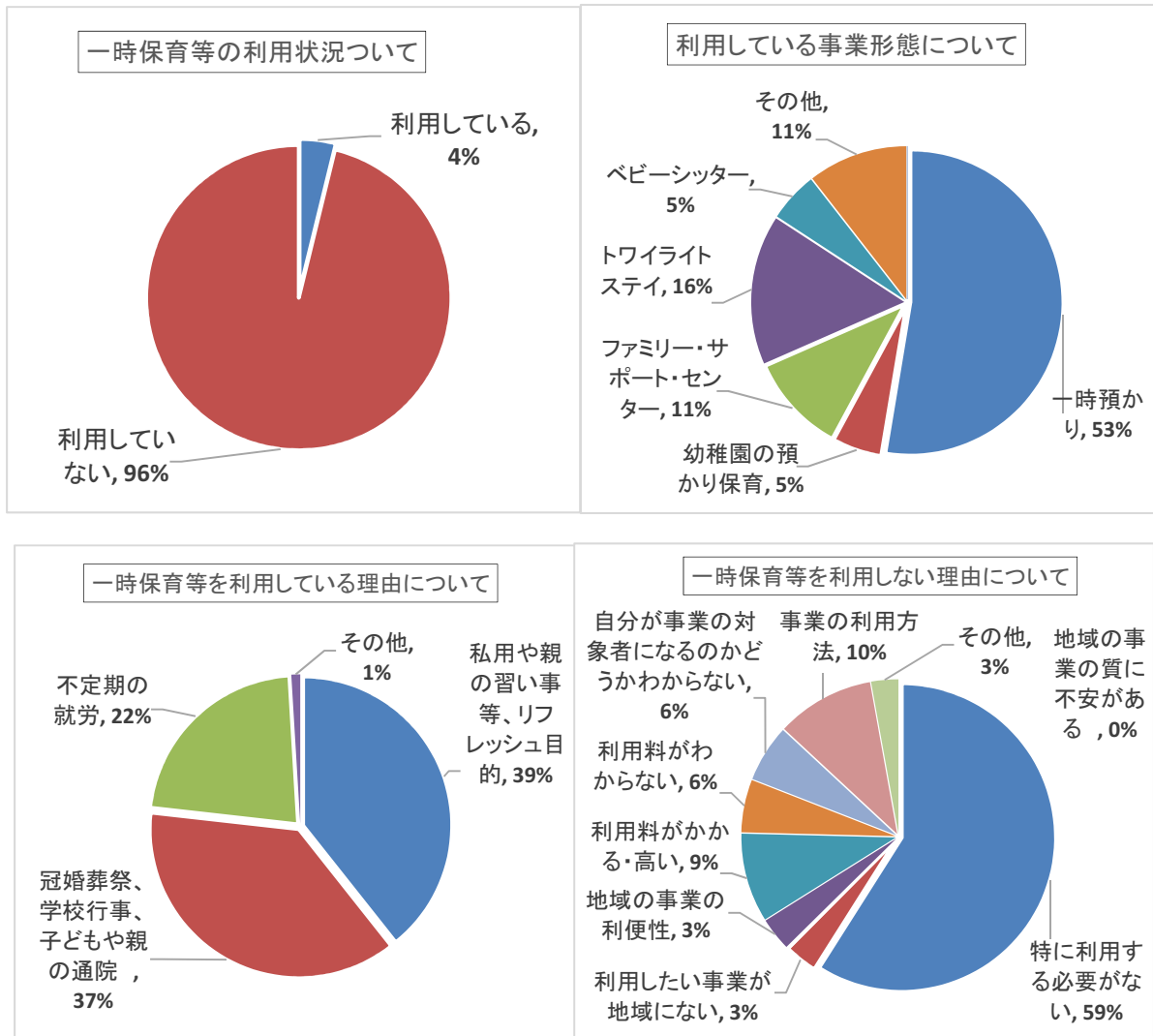




○一時預かり保育等について

一時預かり等の利用希望を尋ねたところ、「利用をしていない」と回答した方が多数を占めました。その理由を聞いたところ「特に利用する必要がない」との回答でした。また、利用を希望する方に理由を尋ねたところ、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」と「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」という回答が最も多くありました。次に平均希望利用日数に注目してみると、「不定期な就労」と回答した方の平均希望利用日数は他の項目よりも多い日数となりました。利用希望する事業形態については、「幼稚園・保育所等」と回答した方が半数を超えています。このことから、生活スタイルや就労形態の多様化により、さまざまな場面で一時預かり保育を利用したいというニーズが大きくなっていることが分かります。

図表 35 一時預かり保育の利用希望について



○その他意見について

八頭町の子育ての環境や支援への満足度について、「満足度が低い」を「1」とし、「満足度が高い」を「5」として5段階で尋ねたところ「3」段階が最も多く、続いて「4」段階が多かったことからおおむね満足度が高いものと考えられます。

しかし、さまざまな子育て支援策の内容や子育てに関する相談窓口の周知等が十分に図られていない現状があります。また、「幼稚園」や「認定こども園」の設置など多様な保育サービスや子育て支援策の充実への期待が高いことも分かりました。共働きの子育て家庭が多い本町においては、仕事と育児が両立しやすい子育て環境をいかに構築していくのか、また、多様なニーズに対応できる保育環境の整備をいかに進めていくかが今後の大きな課題です。子育て家庭が困ったときはいつでも安心して相談することができるよう、行政をはじめ、地域が一丸となって支援の手を広げ、社会全体で地域の宝である子ども達を育てていくという強固な連携体制を築き上げていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

子どもは社会の希望であり、未来を担う存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我がまちの担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は一層厳しくなっています。悩みや不安を抱えながらも子育てに対する助言や支援、協力を得られず負担感は増し、子育てが孤独化している現状があります。

このような現状を打破し、未来を担う子どもの健全な成長をどの子どもにも等しく保障するためには、地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じ、親として成長していく「親育ち」の過程を支援していく必要があります。

本計画の基本理念については、「八頭町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承しつつ、上記の内容を踏まえ、本町がこれまで取り組んできた子育て支援策や子育て環境のさらなる充実に向けて「第2期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を推進するために、以下のように掲げます。

【 基本理念 】

子どもは地域の宝 八頭町の子どもは八頭町のみんなで育てよう！

～支え合い、共に育み、共に育とう 希望あふれるやずの子育て～

2 基本目標

基本目標については、次の「八頭町次世代育成支援行動計画」の内容を基礎としつつ、町の他計画との関係性を踏まえて、基本目標の絞り込み等、必要な見直しを図ります。

1. 子育てをしているすべての家庭を応援するために
 - 子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるように、地域資源を活用した取組みを推進します。
 - 母子の健康確保、健康的なライフスタイルの確立、様々な不安や悩みの解消と軽減、疾病の早期発見、早期治療のための適正な情報提供と相談・指導等を行うことで支援の充実を図ります。また、母子を取り巻く家庭環境、経済的な状況も考慮した支援体制を確立します。
 - 子どもの権利条約の趣旨（子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の保障）を踏まえ、八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画・実施計画に基づき、子ども一人ひとりの人権を保障していきます。

2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために
 - 働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。また、男性が子育てや家事への理解を深め、男女が共に仕事と家庭の調和が図れるように啓発事業などに取り組んでいきます。

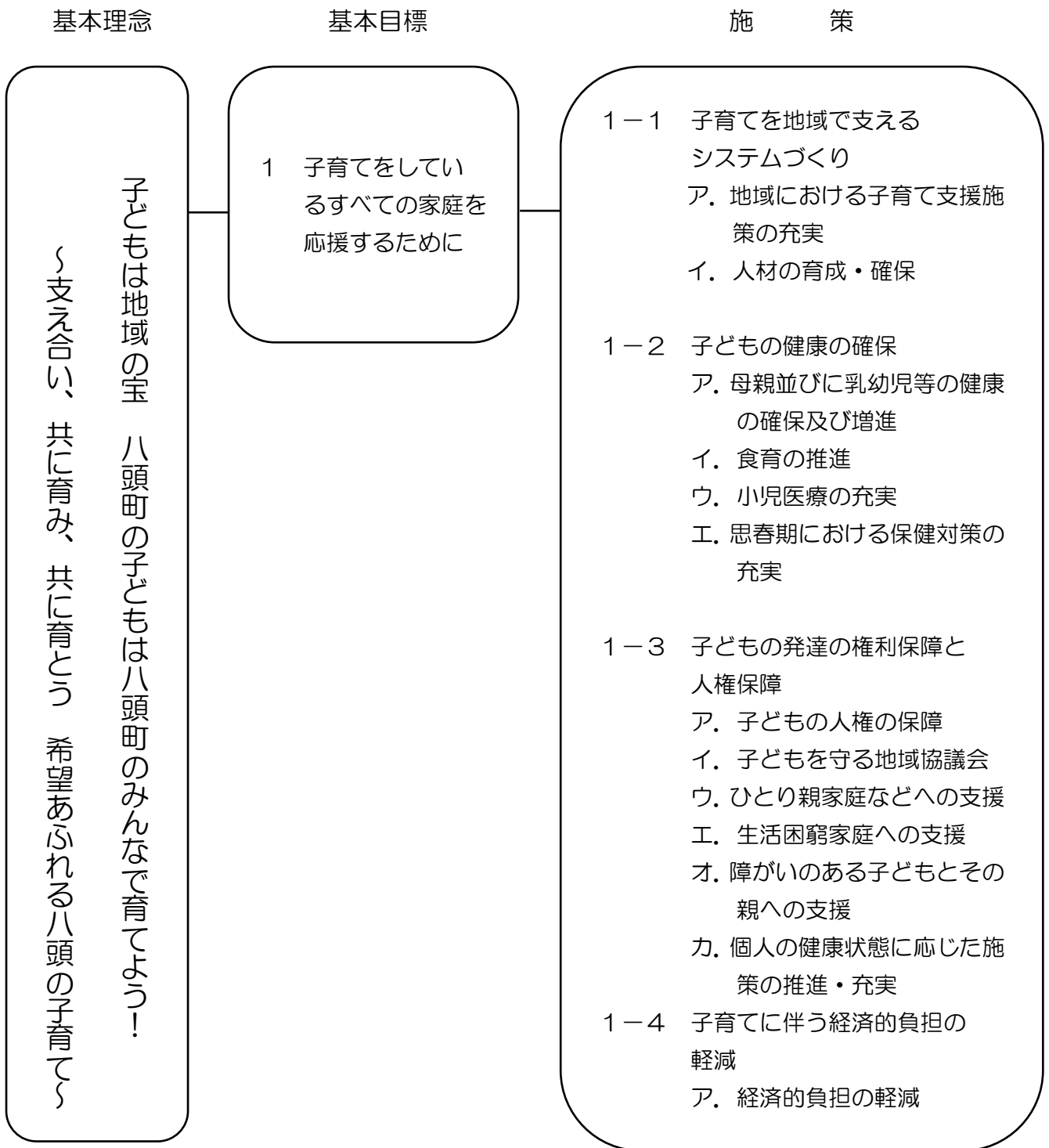
3. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり
 - 地域で子どもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育所、学校等の連携強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

4. 親と子の学びと育ちを応援するために
 - 次世代の担い手である地域子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育てていくために、また同時に、家庭を築き子どもを生み育てる意義を理解する次世代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。

3 計画の施策体系

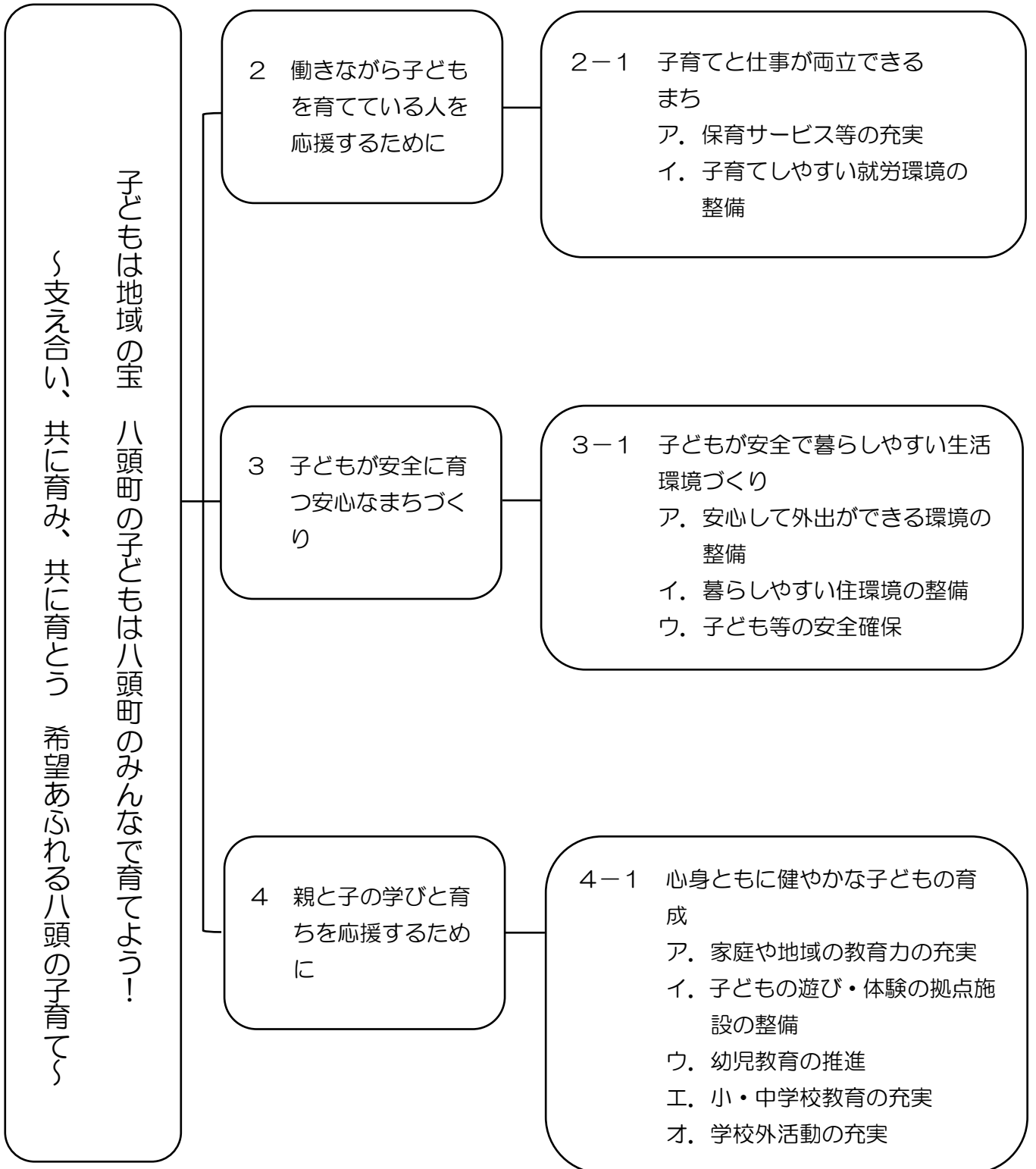
本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表 36 本計画の施策体系



基本目標

施 策



第4章 基本目標ごとの取り組み（次世代育成支援行動計画）

1 子育てをしているすべての家庭を応援するために

一般家庭やひとり親家庭、虐待に遭った子どもや障がいのある子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人やされる人に対して、必要な物的・人的資源を確保しながら、母子保健事業や小児保健に関する事業を含む様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

1-1 子育てを地域で支えるシステムづくり

ア. 地域における子育て支援施策の充実

【主要課題】

子育て家庭やあらゆる子育て団体のネットワークの拠点となる地域子育て支援センターが、子育てに関する相談事業の実施やさまざまな情報提供の場として、また、地域住民やすべての子育て家庭の交流の場として機能するよう体制を整え、地域の子育て力の底上げを図っていくことが必要です。

【基本方針】

- ◎充実した地域子育て支援事業の実施を行うとともに、すべての子育て家庭に対して分かりやすい情報提供に努めます。
- ◎子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、支え、専門的な知識による子育てへのアドバイスやニーズに沿った子育て支援事業を提供できるよう相談体制を整えます。
- ◎子育てを行う家庭の仲間づくりの場、また、子育て家庭と地域住民とのつながりの場を提供し、地域で一緒になって子育てに取り組む体制づくりに努めます。

【推進施策】

●地域子育て支援センター事業の推進

子育てに関する情報集約と提供、相談事業、子育てサークルの育成、子育て家庭の交流場所の提供を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じられる社会の実現に向け事業を推進	・他事業や他機関と連携し、充実した事業の展開を図る ・利用者支援事業（基本型）の実施	町民課

●ファミリーサポートセンター事業の推進

育児の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、育児と仕事を両立し、安心して働くことができるよう推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
アドバイザー4人、会員数 386人（依頼 306人、支援 80人、両方 9人）利用状況 133件	アドバイザーを中心にサポート体制の充実を図る	町民課

●子育て支援事業の普及啓発【新規】

町で実施している子育て支援施策について、すべての子育て家庭に分かりやすく説明したパンフレット、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信等により、広く情報提供を行うとともに、子育て支援事業の普及啓発に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
子育てパンフレットの作成	子育て支援事業の普及啓発を図る	町民課

●産前産後ヘルパー派遣

出産前後の家事や育児などの支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、出産前後の母体の健康を守るとともに、家事等の負担軽減を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
社会福祉協議会に事業実施を委託 対象を産前産後に拡大	ニーズの把握と情報提供	保健課

●ベビー・子ども用品のリユース支援

家庭で使用することがなくなったベビー・子ども用品などを回収し、希望者へ貸し出すといったリユースの体制を整えることで、子育て家庭の育児を助けるとともに保護者同士の交流促進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
子育て支援センター事業として実施	子育てサークルとの連携により事業の充実を図る	町民課

イ. 人材の育成・確保

【主要課題】

自然豊かな八頭町で地域の資源を十分に活用し、心身ともに健全な児童の育成を図るために人材の育成・確保を進めていくことが今後の大きな課題です。

【基本方針】

- ◎地域の力を活用した子育て支援事業の充実を図るため、家庭教育支援チーム員やボランティアコーディネーターの養成を進めていきます。
- ◎次世代の地域のリーダーを担う人材育成を進めていきます。
- ◎心身ともに健康な子どもを育てるため、豊かな自然を活用した体験活動等を提供する人材育成を進めていきます。

【推進施策】

●ジュニアリーダーの育成

ジュニアリーダー（中・高校生対象）として学校外でさまざまな体験活動を行うことで児童の健全育成を図るとともに、地域に根差した活動を展開することで地域への愛着心を深め、次代を担う地域のリーダー育成を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
八頭中学生で構成される「ブルーバード」として活動 会員数 16 人、活動件数 5 件	会員数を増やすとともに多様な分野で活動を展開していく。	社会教育課

●ボランティアの養成、配置

ボランティア事業を推進するため、八頭町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターを養成します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
サマーボランティア事業 受入事業所 18 事業所、参加生徒 76 名（中学生 55 名、高校生 21 名）	ボランティア事業の継続により、ボランティアコーディネーターの育成を図る	福祉課

●家庭教育支援チーム（学校・家庭・地域連携教育推進事業）の養成、配置

子育てに関する情報の発信や学習機会の提供、子育てに関する相談等を身近な地域で行う人材を養成します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
実績：延 9 人参加 ※鳥取県が年 5 回開催している家庭教育支援員等育成講座に参加	家庭教育支援員等育成講座等、各種研修会へ家庭教育支援チーム員を派遣	社会教育課

●スポーツ推進委員の養成、配置

地域毎にスポーツ推進委員を配置し、生涯スポーツの振興を図るとともに町体育協会、スポーツ少年団等の活動を支援し、心身ともに健康な子どもを育てる指導者を養成します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
スポーツ推進委員 36 名 (郡家 13、船岡 11、八東 12) スポーツ団体 13 団体	継続実施	社会教育課

1-2 子どもの健康の確保

ア. 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

【主要課題】

各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、母子の健康確保や様々な不安、悩みの解消へ軽減を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めていきます。

【基本方針】

- ◎安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。
- ◎各種健診の未受診者へ受診勧奨等に努めます。
- ◎妊娠中の飲酒、喫煙の影響について啓発を行います。
- ◎不妊・不育に悩む方に対する支援として、医療費助成や医療機関等の情報を提供していきます。

【推進施策】

●子育て世代包括支援センターの事業推進

妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐ拠点として、「子育て世代包括支援センター」事業を推進し、妊娠期からの子育て支援に取り組むことにより、安心して妊娠・出産・子育てが行え、悩みや心配事の早期支援、併せて虐待の予防を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
・相談窓口を保健課に設置し、それぞれの機関と連携 ・母子健康手帳を交付する際、保健師が面談	継続実施	保健課

●母子健康手帳の交付と妊婦相談

妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、父親を含めた家族のかかわり方や妊娠・出産に関する相談・情報提供を行い、相談体制を充実させます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
交付、相談・情報提供を実施	継続実施	保健課

●マタニティ・子育て支援タクシー助成【新規】

妊娠・出産時の母体の保護と精神的、経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等が健康診査、出産等のためにタクシーを利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	制度創設	保健課 町民課

●各種健康診査

妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産後健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査等の各種健康診査を実施し、健康状態、発育・発達状態の確認・把握と状況に応じた指導を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
妊婦健康診査 (平成 30 年度 14 回) その他健康診査は随時実施	継続実施	保健課

●新生児聴覚検査費用助成【新規】

新生児聴覚検査の初回検査を一部助成することで、赤ちゃんの「聞こえ」の状態を確認し、早期に適切な支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
新生児聴覚検査初回費用 上限 2,000 円の助成	継続実施	保健課

●妊婦面接・訪問

面接、又は訪問を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減・解消のために、相談・指導を行います。また、妊娠・出産に伴う疾病の早期発見・早期治療、健やかな出産を迎えるために妊婦健診の受診勧奨を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
全対象者面接、必要に応じ訪問	継続実施	保健課

●産婦・新生児訪問

妊娠・分娩・産じょくの母体の健康状態の把握、新生児の栄養・健康状態の把握に努め、必要なケア、指導を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
全対象者訪問	継続実施	保健課

●産後ケア事業（デイケア、ショートステイ）

出産後退院した母と子ども（6か月未満）で、産後の体調について不安がある方や育児への不安が強い方は助産師のいる施設で休養を取りながら、子どものお世話・授乳方法について具体的な助言や指導を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
デイケア利用延べ 10 件	継続実施	保健課

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

育児等に関する様々な悩みを解消できるように、相談、情報提供を行います。親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスを提供します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
産婦・新生児訪問と同時実施	継続実施	保健課

●予防接種

各種感染症・伝染病の発生及びまん延を防止するため、接種率の向上に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
乳幼児、児童を対象に定期及び任意予防接種を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・新型インフルエンザ等、感染拡大、重症化する恐れのある感染症について、早期に実施体制をとれる整備の確立 	保健課

●不妊・不育治療等への支援

妊娠及び出産を望む夫婦が行う不妊及び不育治療等に対して、その経済的負担を軽減するため不妊治療費の助成を行うとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう支援策を拡充していきます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
県の制度に一部上乘せをして不妊治療費助成金交付事業を実施	・不妊治療費助成金交付事業の継続実施 ・不妊・不育治療に対するニーズの把握、体制の検討	保健課

イ. 食育の推進

【主要課題】

児童の健全な食習慣を確立するためには、子どもや保護者が食に対する関心や理解を深めることが重要であり、発育・発達の段階に応じた食育を推進していく必要があります。

【基本方針】

- ◎乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食育の推進を図ります。
- ◎地産地消をすすめ、食文化を伝えることで食に対する豊かな心を育みます。
- ◎学校給食におけるアレルギー対応を進めることで食育の充実を図ります。

【推進施策】

●乳幼児健康診査における食育の推進

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査等の各種健診時に栄養、食育に関する相談、指導を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
健康診査時等で食育について指導	継続実施	保健課

●離乳食講習会

発育の状況に合わせた離乳食の情報の提供、栄養及び調理法の指導を行い、子どもの食習慣の基礎づくりを推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
4～5か月、9～10か月児の保護者を対象に実施	継続実施	保健課

●保育所における食育の推進

保育所保育指針に基づき、保育所食育計画を策定・実施し、子どもの発達段階に応じた保育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
自園調理を活かして、園庭で育てた食材の利用や親子クッキング事業の開催、地産食材活用などを実施	八頭町食育計画に基づき実施	町民課

●小・中学校における食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等が地産地消の取り組みを活かした献立作成、給食時間の巡回、授業等で食に関する指導を実施します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
栄養教諭 1 人、学校栄養職員 1 人による食に関する指導の実施	継続実施	学校教育課

●学校給食におけるアレルギー対応食の充実

食物アレルギーをもつ児童・生徒が、アレルギーを持たない児童・生徒と同じように給食を楽しむことができる環境を整えることで、「食の大切さ」、「食事の楽しさ」への理解力を深めることができるよう食育を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
食物アレルギーを持つ個々の状態に応じて、アレルギー物質を除去した給食、代替食の提供	継続実施	学校教育課

ウ. 小児医療の充実

【主要課題】

安心して子どもを産み育てていく環境を整えていくためには、新生児期からの適切な医療体制の整備・充実を図ることが必要です。また、緊急医療体制の強化が今後の課題です。

【基本方針】

◎広域的な連携による緊急医療体制の強化を図ります。

◎すべての子ども達の健康の保持及び生活の安定を図るために、医療費の負担の軽減を図ります。

【推進施策】

●緊急医療体制の整備・周知

救急の場合でも、スムーズに適切な医療を受けることができるように、東部医師会、東部歯科医師会と連携し、医療提供体制の整備を図り、小児を抱えた保護者の不安の解消のため小児救急電話相談事業（とっとり子ども救急ダイヤル）の啓発を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・東部医師会、東部歯科医師会と連携し、体制の整備 ・とっとり子ども緊急ダイヤルの活用に向けた啓発 	継続実施	保健課

●特別医療費助成事業

医療費を助成することにより、健康の保持及び生活の安定を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
以下の者を対象に助成 <ul style="list-style-type: none"> ・児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ・ひとり親世帯 ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A、B（程度による） ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・特定疾病（20歳未満） 	継続実施	町民課

●自立支援医療

精神疾患で病院や診療所に通院して医療を受けられた場合や身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の医療費、薬局による調剤、訪問看護等を利用された場合に公費の負担が受けられます。障がい等のある方への経済的支援として、制度利用の啓発を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
登録医療機関への医療費の助成	登録医療機関への医療費の助成に加え、交通費の一部を助成	福祉課

エ. 思春期における保健対策の充実

【主要課題】

思春期においてさまざまな問題行動や身体的・精神的症状を示す子どもたちが少なくない中、そのような問題が生じる背景にある諸要因を正しく理解し、子どもたちの成長を見守り、支える体制づくりを進めていくことが今後の課題です。

【基本方針】

- ◎思春期の子どもに関し、家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、正しい性の知識や方法の普及啓発を図ります。
- ◎子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。

【推進施策】

●心身の健全な発育のための教育の充実

思春期の子どもに関し、家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、正しい性の知識や方法の普及啓発を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
小・中学校全学年の年間指導計画に位置付け、薬物乱用防止・性教育・アルコール、タバコの害について学習を実施	対象者を保護者に拡大	学校教育課

●子育ての大切さを中高生へ啓発

子ども達が家族・社会の一員として、さらに将来の親として必要な適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を習得でき、様々な体験を通じて、家庭の重要性等について理解を深められるよう、保育について学習し、保育体験を実施します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
中学：3年生が保育体験 高校：希望者が県社協主催の保育実習に参加	継続実施	学校教育課 町民課

1-3 子どもの発達の権利保障と人権保障

ア. 子どもの人権の保障

【主要課題】

子どもの視点に立ち、すべての子どもたちが大人の都合によって不都合な立場

や不利益を被ることがないように、また、すべての子どもたちの権利が等しく守られるよう関係機関と連携を図り、啓発活動や支援体制の整備を進めていくことが今後の課題です。

【基本方針】

◎子どもの権利条約の趣旨（子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の保障）を踏まえ、八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画・実施計画に基づき、子ども一人ひとりの人権を保障していきます。

【推進施策】

●子どもの権利行使

子どもの権利を守るための 24 時間の生活保障と、人権を尊重した養育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と小・中学校の連携強化 ・一人ひとりの子どもの発達や学びの連続的な保障 ・子どもの主体的な経験を通して、自分らしさの育ちを育む。 	継続実施	町民課 学校教育課 保健課

●いじめ防止

いじめ防止対策推進法に基づくもののほか、町内の小・中学校におけるいじめが原因と考えられる重大な事故に関し、調査等を行うことにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
いじめ防止基本方針を策定し、未然防止、早期対応に努めた。	継続実施	学校教育課 人権推進課

イ. 子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

【主要課題】

虐待をはじめとする子どもたちを取り巻く様々な問題の予防と早期発見、発生後の適切な対応をとることができる連携体制の強化が今後の課題です。

【基本方針】

◎児童虐待や非行などの未然防止や発生時の早期対応など、支援の充実を図りま

す。

◎各種関係者、関係機関との連携を強化するとともに、地域を巻き込んで児童虐待防止運動を展開していきます。

◎子育て家庭が孤立することのないよう、悩みや不安を共有できる仲間づくり、地域づくりを進めていきます。

【推進施策】

●子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営

個別の支援を必要とする子どもに関する情報や、支援内容を共有し、検討を行います。また、地域住民、関係機関と連携し、虐待の早期発見のため、情報収集、相談体制の整備等、虐待防止に関する広報・啓発活動を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
協議会の開催	継続実施	保健課 町民課 学校教育課

●個別支援会議の実施

児童虐待に関する相談、再発や二次障害等の防止のため、関係機関による会議で支援方針を決定します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支援会議の実施	継続実施	保健課 町民課 学校教育課

●家庭訪問

虐待の発生防止、子育てに対する相談・助言を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
保健師、スクールソーシャルワーカー等が必要時に各家庭を訪問	継続実施	保健課 学校教育課

●専門機関との連携

児童虐待の防止等に関する法律に基づき、迅速な初動体制がとれるよう、児童相談所等の専門機関と連携します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
連携実施	連携の強化	保健課 町民課 学校教育課

●民生児童委員との連携

民生児童委員との連携を深め、児童虐待の早期発見・対応に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
主任児童委員 3 人 民生児童委員 60 人	地域での虐待予防・取組の推進 及び強化	福祉課

●子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】

子ども家庭支援員（社会福祉士等の専門職）を配置することで、切れ目なく子ども家庭支援全般にかかる相談等に対応し、関係機関でつながりチームで支援する体制を整備します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	拠点整備	保健課 福祉課 町民課 学校教育課

ウ. ひとり親家庭などへの支援

【主要課題】

すべての子どもが心身ともに健全に育つ権利の保障を第一に考え、ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などについて、関係機関と連携して取り組みの充実を図ることが求められます。

【基本方針】

- ◎ひとり親家庭の子育て支援を図るため、あらゆる子育て支援事業の優先的な取扱いをすすめていきます。
- ◎ひとり親家庭が経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の実施をすすめます。
- ◎子どもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化します。

【推進施策】**●ひとり親家庭入学支度金**

ひとり親が養育している児童の小学校・中学校入学支度金を助成することにより、ひとり親家庭の健全な育成、福祉の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
ひとり親家庭小・中学校入学支度金として母子・父子家庭へ支給	継続実施	福祉課

●託児による就労支援

一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業等を利用していただくことで、安心して就労できるよう支援します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
一時保育、ファミリーサポートセンター、児童クラブ等、既存施設を活用	関係機関との連携を図ることにより就労を支援	町民課

●母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、また、個々の能力開発の取組を支援することで、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
制度の周知、事前相談対応（1件）	継続実施	福祉課

●母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を設置することで、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
母子・父子自立支援員 1 名	継続実施	福祉課

●ひとり親家庭への相談支援

若年家庭、経済的に不安のある家庭等に対し、定期的に面談を行い、助言・支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
母子・父子自立支援員との面談	継続実施	福祉課

●ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の児童が精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けることができず、児童等の将来に不利益が生じることのないよう、学習支援事業を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
母子生活支援施設のぞみに事業実施を委託	継続実施	福祉課

●母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、それらを記載したプログラムを策定することで自立支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
プログラム策定は行っていないが、8月を母子父子世帯「集中相談支援月間」とし、ハローワーク出張相談日を設定する等、相談支援事業を実施	継続実施	福祉課

エ. 生活困窮家庭への支援

【主要課題】

生活保護世帯等、生活困窮家庭が増加し続けているなか、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、就労支援、学習支援等を関係機関と連携して取り組むことが求められます。

【基本方針】

- ◎生活保護世帯等、生活困窮家庭の子育て支援を図るため、あらゆる子育て支援事業の優先的な取扱いをすすめていきます。
- ◎生活保護世帯等、生活困窮家庭の経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の実施をすすめます。
- ◎子どもの貧困対策に資するよう、生活保護世帯等、生活困窮家庭への支援施策

を強化します。

【推進施策】

●学習支援事業

生活保護世帯等、生活困窮家庭の子どもが経済的理由で学習や進学への意欲が低下したり、進学できても中途退学したりして十分な教育を受けることができず、経済的にも社会的にも不利な境遇に置かれ、貧困の連鎖が生じることのないよう、福祉部局と連携して学習支援事業を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
学校が主体となり夏休み期間に学習支援事業を実施	継続実施	学校教育課 福祉課

●生活困窮者自立支援事業【新規】

生活困窮家庭に対して、就労支援や家計支援を行い経済的自立が図れるよう伴走型支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
相談件数 51 件 就労支援 7 件	継続実施	福祉課

●子どもの居場所づくり推進事業【新規】

子ども達に安心・安全な居場所を提供し、地域との継続的な交流の場を設けることで、家庭的、経済的に困難な課題を抱える子どもが地域で孤立することのないよう子どもと家庭を支える地域・NPO 団体等の支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
子ども食堂実施団体（2 団体） へ運営費の補助 ・社会福祉法人 愛光会 母子生活支援施設 のぞみ （のぞみ親子食堂） ・特定非営利活動法人 ワーカーズコープ （こども食堂 寺子屋みらい こおげ）	船岡地域、八東地域での子ども食堂実施	福祉課

オ. 障がいのある子どもとその親への支援

【主要課題】

障がいのある子どもや発達支援を要する子どもの早期発見・早期支援に向けて「気になる」時点から、発達段階に応じた適切な支援を切れ目なく、計画的に提供する体制づくりが課題です。

【基本方針】

- ◎障がいのある子どもへの発育・教育支援とその親への負担軽減を図ります。
- ◎発達支援に関わるさまざまな機関が相互に連携を図りながら、発達段階に応じた適切な助言指導に努めます。

【推進施策】

●家庭訪問

障がいのある子どもの家庭を訪問し、制度等の情報提供や相談・助言を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
療育手帳等を持った子どもがいる家庭を対象に担当課職員が訪問	継続実施	福祉課

●特別支援学級・障がい児保育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりに対応した適切な支援を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
保育所においては、発達障がい児等に対し、職員を加配し対応	継続実施	学校教育課 町民課

●障がい児放課後デイサービスの推進

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う障がい児デイサービスの利用を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
障がい児放課後デイサービスを利用してもらうことで、規則正しい生活、身辺自立、適正な生活習慣の習得等を図る	継続実施	福祉課

●専門機関との連携

療育機関、医療機関、児童相談所などの専門機関と連絡を密にし、専門的な指導、助言等の支援を受けることができるよう努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
LD 等専門員や教育支援チームを利用し、就学に対しての早期支援を実施	継続実施	学校教育課 保健課 町民課

●資源の活用

ファミリーサポートセンター、児童クラブ等で受け入れる対象児童を拡充し、児童福祉の充実を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
既存施設を活用するため、関係機関と連携	関係機関と連携協力を円滑にするためのネットワークを構築	町民課

カ. 個人の健康状態に応じた施策の推進・充実

【主要課題】

発育・発達上の課題のある子どもが、誤解や偏見等、不利益を被ることがないように、適切な支援を受けることができる体制の整備を行います。

【基本方針】

◎発育・発達相談体制の整備を充実させるとともに、各種関係機関等との連携体制を強化します。

【推進施策】

●子育て相談（発達検査含む）・各健康診断・専門機関の紹介

個別相談、集団指導等を行い、適切な支援につながるよう助言・指導を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
子どもの発達支援事業実施 保育所・小学校の連絡会実施	継続実施	保健課 学校教育課

1-4 子育てに伴う経済的負担の軽減

ア. 経済的負担の軽減

【主要課題】

子育て家庭の経済的負担を軽減するための事業の充実が求められます。

【基本方針】

◎すべての子どもが等しく健やかに成長することができるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減します。

【推進施策】

●保育料の無償化【新規】

保育所に通所する3歳以上の児童の保育料を無償化し、保護者の負担軽減を図ります。

平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
未実施	国制度により令和元年10月から、要件を満たした子どもに対し、保育料の無償化を実施、以降継続実施	町民課

●第2子以降保育料無料

保育料無償化（国制度）の対象外である3歳未満の児童についても、第2子以降の保育料を無料とする平成28年度からの町独自施策を継続することで、保護者の負担軽減を図ります。

平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
第2子以降保育料無料	継続実施	町民課

●町内保育所に通所する3歳以上児の副食費免除【新規】

町内保育所に通所する3歳以上児の給食副食費については、令和元年10月からの国施策『幼児教育・保育の無償化』の実施に伴い、新たに実費対象経費と位置付けられたが、保護者への負担軽減を図るため、町独自施策として費用の徴収を免除します。

平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
未実施	町内保育所3歳以上児給食副食費の月額4,500円を免除	町民課

●児童手当の支給

児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
0 歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給	認定請求、現況届の提出等により支給	町民課

●児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長を助け、生活の安定と自立を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	福祉課

●特別児童扶養手当の支給

心身に障がいがある児童を養育している保護者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	福祉課

●障害児福祉手当の支給

重度障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方の保護者に対して、負担軽減として手当を支給し、児童の福祉の推進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	福祉課

●日常生活用具給付費・補装具費の支給【新規】

身体等に障がいのある児童の福祉用具購入等の費用を支給し、児童の福祉の推進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	福祉課

●軽度の難聴児への補聴器購入費の支給【新規】

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用を支給し、言語の習得やコミュニケーション力の向上による児童の福祉の推進を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	福祉課

●特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で学ぶ児童・生徒を対象に、保護者が負担する経費の一部を援助し、教育の機会均等を実現します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	学校教育課

●要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒を対象に、就学のための必要な経費等を援助することで、義務教育の円滑な実施に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
支給の実施	継続実施	学校教育課

●小中学校等入学祝い金の支給

小中学校等に入学する保護者へ祝い金を支給します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
小学校入学 20,000 円 中学校入学 30,000 円	継続実施	学校教育課

●学校給食の負担軽減【新規】

安心安全な給食を提供しながら給食費に対する補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
牛乳代補助金 小中学校 7 円/本 食材費補助金 小学校 1 円/食 中学校 2 円/食	継続実施	学校教育課

●出産お祝い金の支給

次世代を担う子ども達の出生を祝い、将来の健やかな成長を支援するため、出産祝金支給します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
出生児 1 人当たり、10,000 円を支給	出生児 1 人当たり、30,000 円を支給	町民課

●乳児家庭保育支援給付金の支給

乳児を日中家庭で保育する保護者に給付金を支給することで、保護者の子育て

の選択肢を広げるとともに子どもの健やかな成長を支援します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
乳児 1 人当たり、月額 30,000 円を最大 6 月支給	給付金の支給期間等について検討	町民課

2 働きながら子どもを育てている人を応援するために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいきます。

2-1 子育てと仕事が両立できるまち

ア. 保育サービス等の充実

【主要課題】

就学前の児童をもつ保護者を対象に実施したニーズ調査結果に基づき、働きながら仕事をしている家庭をはじめとしたすべての子育て家庭のニーズに応じ、質の高い保育・教育の推進と子育て支援の充実を図る必要があります。

【基本方針】

- ◎子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。
- ◎小学校に入学してからもすべての児童が安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの質の向上や放課後子ども教室の実施をすすめていきます。
- ◎子育て家庭の多様なニーズに対応できる環境整備に努めます。

【推進施策】

●低年齢児保育（6 か月より）

0 歳児からの保育を実施することにより、保護者の就労支援を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
6 か月からの保育実施	継続実施	町民課

●延長保育

保護者の就労支援のため、保育時間の延長を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
5 保育所（郡家東・郡家・国中・船岡・安部保育所）にて午後 6 時から 7 時まで実施	町内全保育所にて実施	町民課

●一時保育

保護者の急病や断続的勤務による一時的な保育に対応するため、児童の状況に応じて一時保育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
5 保育所（郡家東・郡家・国中・船岡・丹比保育所）にて実施	町内全保育所にて実施	町民課

●休日保育

日曜、祝日に仕事をする保護者のため、休日保育について検討します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	ニーズの把握、体制の検討	町民課

●子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
実施	継続実施	保健課

●障がい児保育

児童の発達状況により、保育士を多く配置し、児童に適切な支援をすることにより、働くことができなかつた保護者の就労支援に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
町内全保育所対応	継続実施	町民課

●土曜日午後保育

土曜日に仕事をする保護者のため、土曜日に保育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
5 保育所（郡家東・郡家・国中・船岡・安部）にて実施	町内全保育所にて実施	町民課

●夜間保育

仕事帰りの遅い保護者のため、夜間保育について検討します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	ニーズの把握、体制の検討	町民課

●町営塾の設置【新規】

中山間地域における学習塾等が乏しい環境の中で、町営塾を設置することによって、多くの児童生徒に学習のできる環境をつくります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	町営塾の設置を検討する	学校教育課

●放課後児童クラブ

児童クラブ保護者アンケートを基に、放課後児童クラブ事業の充実、拡充に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
4 ヲ所（ひまわり、わんぱく、船岡、八東）にて実施	受け入れ対象児童の拡充と施設の充実、整備	町民課

●休日児童クラブ

放課後児童クラブの拡充を図るため、土、日曜日、祝日の実施を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
保護者のニーズを把握し、不定期で実施	ニーズの把握、実施体制の拡充	町民課

●長期休業中児童クラブ

放課後児童クラブの拡充を図るため、子どもの長期休業中における実施を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
夏季児童クラブを開設	既存施設を利用しての受け入れを実施	町民課

●放課後子ども教室

学校の空き教室等を開放して安全で安心して遊べる場所の提供等、放課後の遊び場の充実に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	体制の検討、事業実施	社会教育課

●新・放課後子ども総合プランの推進【新規】

新・放課後子ども総合プランに基づいた、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	体制の検討	社会教育課 町民課

●病児保育

病気療養中のために集団保育ができなく、どうしても仕事を休めない保護者のために病児保育の実施を検討します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
広域連携による事業の実施	ニーズの把握、体制の充実	町民課

●病後児保育

病気回復期のために集団保育ができなく、どうしても仕事を休めない保護者のために病後児保育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
4 保育所（郡家東、郡家、国中、船岡）にて実施	町内全保育所、広域連携による事業の実施	町民課

●保育所の整備

保育所の環境整備を行い、児童の健全な育成を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
環境の整備（エアコン設置等）	継続実施	町民課

●保育所送迎バスの運行

保育所適正配置により自宅等から保育所までが遠距離となる児童の通所の安全を確保するとともに、児童の送迎を行う保護者の負担軽減を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
郡家地域、船岡地域で実施	継続実施	町民課

イ. 子育てしやすい就労環境の整備

【主要課題】

子育てをしながら働く男女に対して、両立支援制度の周知・啓発を行うと共に、仕事と家庭の調和を支援し、子育て家庭の負担軽減を図るうえでも、男女共同参画の意識づくりをすすめることが求められます。

【基本方針】

◎「第三次八頭町男女共同参画プラン」に基づき、男女が安心して仕事と子育て、地域での生活を両立できるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

【推進施策】

●ワーク・ライフ・バランスの推進、啓発

女性の就労環境の改善、事業所への啓発、家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するためには、子育て中の男女が働きやすい職場環境を整備することが必要です。このことから、男女が共に育児しやすい環境整備に向けての啓発活動を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
・男女共同参画センターの運営 ・広報による啓発 ・男女共同参画フェスティバルの開催 ・男女共同参画リーダーの養成 ・各種啓発講座の開催	子育て支援センターや父親の育児講座実行委員会と連携しながら、男女共同参画の意識づくりを啓発・推進するための講座や研修を実施	男女共同参画センター

3 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

地域で子どもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育所、学校等の連帯強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

3-1 子どもが安全で暮らしやすい生活環境づくり

ア. 安心して外出ができる環境の整備

【主要課題】

公共施設等の改善・整備にあわせて、設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努める必要があります。

【基本方針】

◎道路や公共施設等において、段差の解消や安全に配慮した歩道、トイレの整備等、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン、バリアフリーを推進します。

【推進施策】

●公共施設の建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン・バリアフリー推進

子ども、妊娠している方、赤ちゃんを連れた方などが安心して快適に利用できるユニバーサルデザイン・バリアフリーを推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
公共施設の新增改築時に考慮し、整備	継続実施	関係各課

●子ども、子ども連れの親のための道路舗装、拡幅改良

外出時において、子どもたちやその親が安全に行動できるように、歩行者にやさしい道路環境・歩行空間の確保に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
道路の改良時に国等の基準を考慮し、整備	継続実施	建設課

●通学路や公園等の防犯灯の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯灯、防犯設備の設置を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
町防犯灯 2 基新設設置 集落 LED143 基更新等	修繕・更新及び集落等の設置要望に基づき順次整備	防災室

●通学、通所道路の除雪

子どもの通学、通常利用する道路の安全を確保することで、事故防止に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
通学路を優先に除雪実施	継続実施	学校教育課 建設課

●子育て支援施設の整備【新規】

地域の子育て家庭の保護者や児童が安心して遊ぶことができる屋内施設等の整備を進めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	施設の整備	町民課

●通学路の安全確保の推進【新規】

スクールゾーンや通学路の定期的な安全点検を行い、危険箇所の改善や対策を進めることで、児童生徒の安全な通学路の確保を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
八頭町通学路安全推進会議を開催し、通学路の合同安全点検と対策を実施	継続実施	学校教育課

●キッズコーナーの設置

公共施設等にキッズコーナーを設置することで、保護者等が安心して必要な手続きや相談等を行えるよう施設整備の充実を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	・役場窓口にキッズコーナーの設置を検討	総務課

イ. 暮らしやすい住環境の整備

【主要課題】

定住対策、少子化対策に向けては子育て家庭にとって暮らしやすい住宅の整備を進めていくことが大きな課題です。

【基本方針】

◎子育て世帯に対する暮らしやすい住宅、安全な住宅を提供するため、公営住宅の整備として、段差の解消、シックハウス対策等を推進します。

【推進施策】

●子どもにやさしい公営住宅の整備(ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進)

子どもが健やかに成長できる公営住宅の環境整備に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	新增改築時に考慮	建設課

ウ. 子ども等の安全確保

【主要課題】

交通安全や防犯に関する子ども自身の意識や対応能力を向上させるとともに、子どもが犯罪被害に遭わないよう地域全体で交通安全及び犯罪防止運動に取り組んでいく体制づくりが必要です。

【基本方針】

- ◎子どもを犯罪から守るため、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ◎子ども自身の意識や対応能力を向上させるために知識や対策方法の普及啓発を図ります。

【推進施策】

●子ども 110 番連絡所

子どもが、不審者に声をかけられたり、車に乗せられようとしたり、犯罪に遭いそうになった時、「こども 110 番連絡所」のステッカーが表示されている場所に助けを求めることで危険を回避し、事件を未然に防ぐよう地域ぐるみで子どもたちを守る環境づくりを進めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
町内 89 カ所に設置 (郡家 37 カ所、船岡 23 カ所、 八東 29 カ所)	表示看板の点検及び設置協力 店(者)数の追加を警察に随時 協力依頼	防災室

●不審者情報の配信

町へ寄せられた、不審者(露出・痴漢・声掛け等)に関する情報を保護者に配信し、被害の防止に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各関係機関が不審者に関する 情報を町内児童生徒保護者に メール配信	継続実施	学校教育課

●犯罪・虐待にあった子どもの保護

子どものケア並びに保護者への指導・助言を行い、改善が行われるまで支援措置を行い、二次発生を防止します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
必要に応じ、専門機関と連携し 対応	虐待・犯罪の早期発見・防止す るためのシステム構築	保健課 町民課 学校教育課

●声かけ（あいさつ運動）の推進

「青少年健全育成八頭町民会議」を中心として、防災行政無線での広報活動、町内の保育所、小・中学校や関係諸団体と連携し、「やずっこの日」あいさつ運動の啓発推進活動に取り組みます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
「青少年健全育成八頭町民会議」の取組 ・毎月 8 のつく日を「やずっこの日」とし、あいさつ運動を推進 ・年 2 回「高校生さわやかマナーアップ運動」（あいさつ運動）を町内駅舎で実施	継続実施、八頭町全体での取り組みに発展	社会教育課

●防犯ブザーの配布

緊急時の安全対策のみならず、「防犯ブザー」を携帯することで、子どもたちが自分たちの身の回りにある危険を意識し、防犯に対する意識の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
小学校 1 年生にブザーの配布	継続実施	学校教育課

●青色パトロールの実施

「地域の安全は地域で守る」自主防犯パトロールを実施することにより、子どもの被害防止を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
運用実施 (実施者 93 人)	継続実施 講習会を開催し実施者の増員 及び実施者の能力向上	防災室

●キッズ・ゾーンの設定【新規】

保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンを設定します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	ゾーンの設定と点検	町民課 教育委員会

4 親と子の学びと育ちを応援するために

次世代の担い手である地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育てていくために、また同時に、家庭を築き子どもを生み育てる意義を理解する次世代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。

4-1 心身ともに健やかな子どもの育成

ア. 家庭や地域の教育力の充実

【主要課題】

地域が子育て家庭に寄り添い、地域の子どもたちの健やかな成長のために一緒になって取り組んでいく体制づくりの強化が求められます。

【基本方針】

- ◎地域資源を活用したさまざまな体験活動等を通じて、子どもの教育に関わる住民や団体の活動を推進します。
- ◎学校・家庭・地域との交流の機会を設け、教育に対する町民の関心と理解を一層深めることで地域の教育力の向上を図っていきます。

【推進施策】

●子ども会リーダーの養成研修

地域で子ども会活動を活発にするため、子ども会育成指導者及びジュニアリーダーを育成し、資質の向上及び、各集落子ども会活動の充実・振興を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各種研修会参加	子ども会育成指導者研修会の開催	社会教育課

●世代間交流の推進（小・中・高校生の保育体験等）

互いに共感し共に学び合う姿勢を育むため、総合的な学習の時間や学校行事等において、互いに理解し合い、ともに成長し合う心や、自他を尊重し、異学年交流学習や小・中・高等学校の交流及び共同学習を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
小学校：保育所・中学校との体験交流授業、体験入学の実施 中学校：3年生が保育実習	継続実施	学校教育課 町民課

2年生が職場体験 高校 : 希望者が県社協主催で 保育実習		
-------------------------------------	--	--

●青少年健全育成活動（地域の事業への参加促進）

「青少年健全育成八頭町民会議」を中心として、八頭町の子どもたちの健全な成長を見守り、支援するために各関係機関・団体等と連携し、青少年の健全育成を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
青少年健全育成八頭町民会議 の取り組み ・巡回パトロール ・会員研修 ・生活リズム向上運動 ・少年を守る店	継続実施	社会教育課

●家庭教育の支援

「子育て」や「しつけ」の悩みなど、よりきめ細やかな家庭教育支援を行うため、情報誌の発行や子育てサロン等へ出向いたPRや気軽な相談、家庭教育に関する学習機会の企画・運営などに取り組みます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
子育て講座等への助言・支援、 保育所、学校への訪問を実施	継続実施	社会教育課

●子育て講座

保護者が多く集まる様々な機会等を活用して、家庭教育関連の学習機会等の提供を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
幼児期から中学生の保護者 に対し、参観日等の機会を活用し 実施	継続実施	社会教育課

●男性の家事能力の向上

男性の家事や子育てへの理解を深め、男性が家事や育児に参加することの意識を次世代の親である子どもに広げるため、学習機会を提供します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
男性を対象とした料理教室 (公民館事業：中央公民館 5 回、郡家 12 回、船岡 1 回)	父親の育児講座実行委員会と 連携し、育児に参加する意識づ くりを啓発・推進するための講 座を実施。	社会教育課 男女共同参 画センター 町民課

●国際交流事業

国際化時代の現在、子どもの頃から異文化体験等を通じて国際感覚を身につけることは、子ども達の人格形成にとっても大切なことです。このことから、八頭町と姉妹都市締結をしている韓国横城郡と小学生を対象としたホームステイ体験等の国際交流活動を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
年 1 回韓国横城郡内の小学生 と相互訪問を実施	継続実施	企画課

●まちづくり委員会子ども交流事業 【新規】

地域福祉の拠点としての機能をもつまちづくり委員会が、子育て中の親と子どもが地域住民と積極的に交流できる機会を提供することで、つながりづくりを進めるとともに地域の教育力の向上を図っていきます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
・まちづくり委員会 (9 地区) が子ども交流事業を実施 ・まちづくり委員会 (4 地区) が夏休み期間の子ども受入実 施 ・まちづくり委員会 (3 地区) が町内の子育てサークルとの 交流事業を実施	町内 14 地区にまちづくり委 員会を立ち上げ、各委員会で子 ども交流、世代間交流等の事業 を実施	福祉課

イ. 子どもの遊び・体験の拠点施設の整備

【主要課題】

子ども達が自発的にさまざまなことに挑戦することで、心豊かにのびのびと成長することができるよう地域環境の整備が求められます。

【基本方針】

◎子ども達が安心してのびのびと遊ぶことのできるよう公共施設等を整備します。

◎現有施設を活用した親子の触れ合いや交流事業等の充実を図ります。

【推進施策】

●地区公民館事業の充実

各地区公民館が「身近な子育て支援拠点」として、保護者や子育てサークル、子育てボランティア等に活用されるよう、事業等の充実を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
地区公民館で事業実施 (郡家 2、船岡 4、八東 3 館)	地区公民館事業の充実	社会教育課

●図書館の整備

子ども達が進んで読書ができるよう、図書館等の整備・充実を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
図書館 (郡家 1、船岡 1、八東 1 館)	施設の充実	社会教育課

●体育施設の活用 【新規】

子育てで家庭の交流や幼児のスポーツ活動実施場所として活用を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
大御門体育センター 子育て支援センター事業、子育てサークル活動として使用	体育館、ドーム開放等による居場所づくり	社会教育課 町民課

●児童館の整備

様々な児童健全育成施策を推進するために、児童の健全育成と人権尊重の精神を育むため設置されている児童館の整備を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
児童館 (郡家 4、船岡 3、八東 2 館) 内、休館 2 館 老朽化等に伴う施設の維持管理を行い、地域の実情を踏まえながら事業実施	施設(自由来館)の特性を活かした児童の居場所づくり	人権推進課

●児童公園の整備

心身ともに健全な児童を育成するために、児童が安心していきいきと活動できる児童公園の整備に努めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
児童公園 (郡家 4、船岡 4、八東 5) 遊具の点検など環境整備の 実施	現有施設の安全性を確保した 児童の遊び場づくり	人権推進課

ウ. 幼児教育の推進

【主要課題】

幼児の基本的な生活習慣の定着を促し、発達段階に応じて就学前から就学まで切れ目なく支援する連携体制の強化が必要です。

【基本方針】

◎就学前の保護者のニーズ調査を基に、就学前からの幼児の学びの場を確保することで幼児教育の充実を図っていきます。

【推進施策】

●保育所・小学校・中学校の連携

子どもの実態を把握し、望ましい成長を促すため、保育所から中学校までの 15 年間を通し、保育所・小学校・中学校が連携を強化し、発達段階に応じた系統的・断続的な教育を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
保育所・小学校・中学校連絡協 議会の設置	継続実施	町民課 学校教育課

●保小の円滑な接続【新規】

保育所と小学校の間で、目指す子ども像を共有しながら「接続期カリキュラム」を作成し、子どもの育ちをつなげる取り組みを推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	接続期カリキュラムの作成	町民課 学校教育課

●人権保育の推進

「人権を大切に作る心を育てる」を目指し、人権の大切さを学び、豊かな心の育成を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
発達に応じた人権保育を推進	継続実施	町民課 学校教育課 人権推進課

●ブックスタート・ブックセカンド、ブックサード事業の実施

絵本の読み聞かせにより、親子で楽しい時間を過ごし、より深い親子関係を築きながら、子ども達の豊かな心の成長を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
図書館司書により、6 か月乳児・3 歳児・5 歳児健診時に事業を実施	継続実施	社会教育課 町民課 保健課

エ. 小・中学校教育の充実

【主要課題】

子どもがのびのびと育つ教育環境を実現していくため、自ら考え自ら学ぶなどの「生きる力」を育成する教育を推進し、開かれた学校づくりを進めていくことが今後の課題です。

【基本方針】

◎学校・家庭・地域・関係機関との連携により、教育内容の充実を図ります。

【推進施策】

●八頭町教育会活動の充実

小・中学校 9 年間を見通した子どもの育成を行うための研修を推進し、全教職員の資質・指導力の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各専門部会を設け、学校における様々な施策を協議、実施	継続実施	学校教育課

●キャリア学習の推進

実際に働く体験を通じて、社会変化に対応する能力、主体的に自己進路を選択・決定できる能力の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
中学 2 年生を対象に各中学校で 4 日間実施	継続実施	学校教育課

●ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進【新規】

ICT を効果的に使った分かりやすい授業を行うことで児童生徒の学力向上を推進していくとともに、新たな時代に必要な情報活用能力の向上を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
ICT 化推進協議会の設置 環境整備年次計画の設定 ICT 支援員の配置による学習支援の実施	ICT 化推進協議会の設置 環境整備年次計画の設定 については継続実施	学校教育課

●スクールカウンセラーの設置

児童生徒へのカウンセリングを通して、教職員、保護者に対する助言・援助等を行い、学校内での様々な問題解決に向けて取り組みます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各中学校に 1～2 人配置 必要に応じて小学校へ派遣	継続実施	学校教育課

●スクールソーシャルワーカーの設置

いじめや不登校等問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
常勤の S S W を教育委員会に配置し、町内小中学校の問題を抱えた児童生徒及び保護者へ対応	継続実施	学校教育課

●指導主事の配置

学校教育の専門的事項について、校長及び教員に助言と指導を行う指導主事を教育委員会に配置し、学校の教育活動の充実を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
2 人配置	2 人配置	学校教育課

●不登校支援（やず教育支援センター）【新規】

不登校児童生徒に対し、学校への復帰を支援するため、必要な相談・指導・援助を行うとともに、やず教育支援センターの機能を強化し、中学校卒業後の不登校の子を受け入れ、ひきこもりにならないよう、必要な相談や援助を行うよう検討します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
不登校児童生徒の受入れと支援	継続実施 やず教育支援センターの機能 拡充の検討	学校教育課

●学校評議員制度

家庭や地域と連携し、地域に開かれた学校づくりを推進していくため、保護者や地域の意向を把握し、協力を得ると共に、学校運営が適正に進められ地域の実情に応じた教育活動が行えるよう取り組みます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各学校 3～5 人設置	(継続実施か廃止か、学校運営協議会制度の導入と併せて協議検討する)	学校教育課

●学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入【新規】

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	制度導入	学校教育課 社会教育課

●少人数学級

学級編成規模上限（現行 40 人）を小学校 30 人、中学校 33 人にし、よりきめ細やかな授業・学級運営を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
4 校（郡家東小学校、郡家西小学校、八東小学校、八頭中学校）で実施	継続実施	学校教育課

●スクールバスの運行

自宅等から学校までが遠距離である児童・生徒を対象にスクールバスを運行し、登下校時の安全確保を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
小中学校の統合後、全地域で運行。	安心・安全な通学を確保するために継続した運行を行う。	学校教育課

<ul style="list-style-type: none"> ・小学生：学校までの通学距離が概ね 2 km以上 ・中学生：学校までの通学距離が概ね 6 km以上 		
--	--	--

●人権学習

人権を尊重し、本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図れるよう、人と人が豊かにつながり共に生きる力を育成します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各学校とも部落問題を中心に据え、年間計画を作成し学習を展開	学年の発達段階に応じて、同和問題をはじめ各人権の学習を年間計画に位置付けて学習を展開	学校教育課 人権推進課

●グローバル教育・ユニバーサル教育の推進【新規】

男女、年齢、国籍、居住地、宗教、障がいの有無など、多様な共生社会で互いを尊重し合いながら、SDGs（持続可能な開発目標）を見据えた教育を推進します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
県の事業等を利用し、ユニバーサル教育を展開 ALT の 2 名配置による外国語活動の充実	継続実施	学校教育課 人権推進課

●福祉学習プラットフォーム【新規】

町内の小・中・高校における子どもたちを対象とした福祉学習プログラムを充実させることで、次世代の担い手育成を強化します。また地域の諸団体および福祉関係機関等の連携と協働を進めるための協議体（プラットフォーム）を設置し、福祉学習プログラムづくりを進めます。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
未実施	継続実施（学校や教育委員会と連携した福祉学習プログラムの推進）	福祉課

オ. 学校外活動の充実

【主要課題】

子ども達の心身共に健全な育成を図るため、学校内での教育だけでなく、さま

さまざまな社会体験を積むことができる学校外活動の充実が求められます。

【基本方針】

◎生活体験・活動体験を豊かにするため、文化・スポーツ・社会参加・自然体験等の機会を提供する事業の充実を図ります。

【推進施策】

●住民参加機会の提供

豊かな心を育てることを目標に、地域の素材や人材を活用し、地域の特性を生かした教育を行います。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
各学校とも、地域の方をゲストティーチャーとして迎えた学習を導入	継続実施	学校教育課

●週末等活動の支援

地域で子どもを見守り育てる環境の充実を図るため、地域の大人や青少年、社会教育団体関係者等と連携し、小・中学生を対象とした放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
協力団体を中心に実行委員会を組織し、通学合宿事業を実施	住民のニーズに合った事業になるよう、事業内容の検討、内容の拡充	社会教育課

●子どもの居場所づくり支援事業

子ども達が安心して遊べる居場所を提供することで、世代間交流や地域との交流を促進するとともに、地域に愛着をもった心豊かな児童の育成を図ります。

平成 30 年度実績	令和 6 年度目標	担当課
家庭教育支援チームが主となり「ともだち広場」を開催 実施日：毎週水曜日 午後 3 時～5 時 実施場所：船岡人権啓発センター	・継続実施 ・郡家地域での実施	社会教育課

第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等 (子ども・子育て支援事業計画)

本町は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、各事業について、ニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。ただし、量の見込みとこれまでの実績数とが大きくかけ離れている場合、実績に基づき適正と思われる量の見込みを設定することとします。

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

図表 37 本町の教育・保育提供区域

区域	該当事業	考え方
郡家 船岡 八東 (3区域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平日日中の教育・保育（子ども・子育て支援給付） ○ 時間外保育事業（延長保育事業） ○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 	地理的条件等を考慮し、旧町単位区で、就学前の教育・保育と就学後の放課後児童クラブの基盤を検討していきます。
町全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て短期支援事業 ○ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ○ 一時預かり事業 ○ 病児保育事業 ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ○ 利用者支援事業 ○ 乳児家庭全戸訪問事業 ○ 養育支援訪問事業 ○ 妊婦健康診査 ○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 	事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 38 平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	認定こども園 及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
	共働きであるが、 幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園	幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	認定こども園 及び保育所	認定こども園もしくは保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	認定こども園 及び保育所、 地域型保育事業	認定こども園もしくは保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

※本町は認定こども園及び幼稚園を設置していないため、町外の認定こども園もしくは幼稚園へ入所する量を見込むこととする。

(2) 見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定（3歳以上の保育の必要なし）

1号認定（3歳以上の保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 39 1号認定（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9人	9人	8人	8人	8人
確保方策	9人	9人	8人	8人	8人
特定教育・保育施設	9人	9人	8人	8人	8人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人

※平成31年度4月時点の実績は8人であり、ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が生じなかったため、ニーズ調査の見込み量を設定した。

②2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 40 2号認定（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	330人	320人	300人	280人	280人
確保方策	330人	320人	300人	280人	280人
特定教育・保育施設	330人	320人	300人	280人	280人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

※平成31年1月時点の2号認定（3・4・5歳）が351名（※図表15参照）。ニーズ調査の見込み量と実績数値とに差があるため、実績に基づき量の見込みを設定した。

③3号認定（3歳未満必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 41 3号認定（単位：人）

（0歳）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	38人	37人	36人	35人	34人
確保方策	38人	37人	36人	35人	34人
特定教育・保育施設	38人	37人	36人	35人	34人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

※平成31年1月時点の3号認定（0歳）が38名（※図表15参照）。ニーズ調査の見込み量と実績数値とに差があるため、実績に基づき量の見込みを設定した。

（1・2歳）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180人	180人	195人	190人	185人
確保方策	180人	180人	195人	190人	185人
特定教育・保育施設	180人	180人	195人	190人	185人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

※平成31年1月時点の3号認定（1・2歳）が183名（※図表15参照）。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が生じなかったため、ニーズ調査の見込み量を設定した。

④0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0歳～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表 42 0～2歳児童の保育利用率

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口（0～2歳）	277人	276人	294人	285人	276人
保育所入所児童数 （量の見込み）	218人	217人	231人	225人	219人
保育利用率	78.7%	68.6%	78.6%	79.0%	79.4%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 43 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	11 時間等を超えて保育を行う事業	6 ヶ月～就学前まで
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者等がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～6 年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	子育て支援センター事業	0～就学前
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～就学前まで（幼稚園）
		保育所その他の場所での一時預かり	6 ヶ月～就学前まで
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	6 ヶ月～6 年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	1 歳～6 年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～就学前まで、1～6 年生
9	乳児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	18 歳までの児童とその保護者
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦

1 2	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
1 3	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※ 1 2 及び 1 3 の事業は量の見込み及び確保方策等は設定しない

(2) 量の見込と確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常保育時間終了後において、さらにおおむね 30 分又は 1 時間の延長保育を行う事業です。

なお、平成 31 年度より、町内全保育所にて実施します。

図表 44 時間外保育事業（延長保育事業）（単位：人 ※一月あたりの利用児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
確保方策	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人

※平成 30 年度の実績数が年間延べ 6,139 名。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、平成 30 年度の実績数値を基に量の見込みを設定。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

昼間、仕事等で保護者が家庭にいない小学生に、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

本町では、ひまわり児童クラブ（郡家東小学校区）、わんぱく児童クラブ（郡家西小学校区）、船岡児童クラブ（船岡地域小学校区）、八東学童クラブ（八東地域小学校区）の合計 4 ヲ所（6 支援）で児童クラブを実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

図表 45 放課後児童健全育成事業（単位：人 ※年間利用児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	190 人	188 人	186 人	185 人	185 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	180 人	178 人	176 人	175 人	175 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保方策	190 人	188 人	186 人	185 人	185 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	180 人	188 人	176 人	175 人	175 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

※平成 30 年度の実績数が低学年から高学年を併せて 159 名。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、実績数値を基に量の見込みを設定。

女性就業率の更なる上昇等に対応できるよう、今後 5 ヶ年で受け入れ態勢を検討する。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。なお、本町では児童養護施設に事業実施を委託します。

図表 46 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

（単位：人 ※年間利用人数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	47 人	46 人	46 人	44 人	43 人
確保方策	47 人	46 人	46 人	44 人	43 人

※平成 30 年度の実績数が 49 名。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、実績数値を基に量の見込みを設定。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターは、就学前までの児童及びその保護者を対象とし、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等をはじめとしたさまざまな子育て支援事業を実施するものです。

本町では平成 27 年度に拠点となる地域子育て支援センターを設置し、さらなる事業の拡充を図っています。

図表 47 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

（単位：人 ※年間延べ利用人数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	6,700 人	6,750 人	6,800 人	6,850 人	6,900 人
確保方策	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所

※平成 30 年度の実績数が 6,744 名（年間延べ利用人数）。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、実績数値を基に量の見込みを設定。

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において一時的に預かる事業です。

本町では、平成 31 年度より町内全保育所で実施します。なお、幼稚園在園児を対象とした一時預かりの実施については、需要が特に見込めないため量の見込みは設定しませんが、利用希望者があった場合は町外の幼稚園と連携して対応することとします。

図表 48 保育所での一時預かり（単位：人 ※年間延べ利用児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人
確保方策	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

※平成 28 年度から平成 30 年度の平均実績数が 479 名（年間延べ利用児童数）。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、実績数値を基に量の見込みを設定。

⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。なお、本町は、計画期間中の当事業（病児保育）の実施は見込みませんが、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）を町内全保育所で実施します。

図表 49 病後児保育事業（単位：人 ※年間延べ利用児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
確保方策	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

※平成 30 年度の実績数が 114 名（年間延べ利用児童数）。ニーズ調査の見込み量と実績数値に差が大きかったため、実績数値を基に量の見込みを設定。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

図表 50 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

（単位：人 ※年間延べ利用児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	150 人	148 人	145 人	142 人	140 人
就学前児童	140 人	138 人	135 人	132 人	130 人
就学児	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保方策	150 人	148 人	145 人	142 人	140 人
就学前児童	140 人	138 人	135 人	132 人	130 人
就学児	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども及びその子どもの保護者等、または妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるようサポートする事業です。

本町では、基本型を地域子育て支援センターに、母子保健型（平成 29 年度から子育て世代包括支援センター事業）を保健課におき、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート、子育て相談支援等を総合的に行います。

図表 51 利用者支援事業

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所
確保方策	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月ごろまでの乳児のいる家庭を対象に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表 52 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人 ※年間対象児童数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	80 人	78 人	76 人	74 人	72 人
確保	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
方策	町	町	町	町	町

※平成 30 年度の実績数が 79 名（年間延べ対応件数）。ニーズ調査によらずに推計することとなっているため、実績を基に「量の見込み」を設定した。

※生後 4 か月以降は、こんにちは赤ちゃん事業として実施。

⑩ 養育支援訪問事業

出産後間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が定期的に訪問し、保護者の育児、養育能力を向上させるための支援を関係機関と連携して行う事業です。

図表 53 養育支援訪問事業（単位：件、人 ※年間延べ対応件数）

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		70 件	73 件	75 件	78 件	80 件
確保 方策	実施体制	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実施機関	町	町	町	町	町

※平成 29、30 年度の平均実績数が 71 名（年間延べ対応件数）。ニーズ調査によらずに推計することとなっているため、実績を基に「量の見込み」を設定した。

⑪ 妊婦健診

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対して健康状態の把握、保育指導等を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて健康診査を行う事業です。

図表 54 妊婦健診（単位：回 ※年間延べ受診回数）

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		1,180 回	1,150 回	1,098 回	1,050 回	1,005 回
確保 方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委 託	委 託	委 託	委 託	委 託
	実施時期	随 時	随 時	随 時	随 時	随 時

※平成 30 年度の実績数が 1,004 回（年間延べ受診件数）。ニーズ調査によらずに推計することとなっているため、実績を基に「量の見込み」を設定した。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。
新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

点検・評価に当たっては、「八頭町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は町民へ公表します。

資料編

1 児童人口の推計（令和2年～令和6年）

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減(令和2年～6年)
0歳	77	101	98	95	92	89	△ 12
1歳	99	77	101	98	95	92	15
2歳	122	99	77	101	98	95	△ 4
3歳	98	122	99	77	101	98	△24
4歳	109	98	122	99	77	101	3
5歳	130	109	98	122	99	77	△ 32
小計	635	606	595	592	562	552	△ 54
6歳	132	130	109	98	122	99	△ 31
7歳	124	132	130	109	98	122	△ 10
8歳	143	124	132	130	109	98	△ 26
9歳	146	143	124	132	130	109	△ 34
10歳	117	146	143	124	132	130	△ 16
11歳	138	117	146	143	124	132	15
小計	800	792	784	736	715	698	△ 102
合計	1435	1398	1379	1328	1277	1242	△ 156

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減(令和2年～6年)
0歳	77	101	98	95	92	89	△ 12
1～2歳	221	176	178	199	193	187	11
3～5歳	337	329	319	298	277	276	△ 53
6～8歳	399	386	371	337	329	319	△ 67
9～11歳	401	406	413	399	386	371	△ 35

※平成31年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※推計については、平成31年度の実績を基本数値とし、これまでの人口の増減数を参考に推計したもの。

2 八頭町子ども・子育て会議設置要綱

八頭町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法に関する事業について、子供の保護者、子供・子育て支援に係る当事者等から広く意見を聴取するため、八頭町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 八頭町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者。
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等の要求)

第6条 子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

4 八頭町子ども・子育て会議委員名簿

区 分		団体・機関 ・役職名	氏 名	備 考
1	子どもの 保 護 者	保育所 保護者代表	竹内 啓治	町保育所保護者会代表 任期：平成30年4月～ 平成31年3月
2		保育所 保護者代表	松村 貴博	町保育所保護者会代表 任期：平成31年4月～
3		小・中学校保護者代表	衣笠 伸一郎	八頭町小・中学校PTA 連絡協議会会長 任期：平成30年4月～ 平成31年3月
4		小・中学校保護者代表	岸本 剛	八頭町小・中学校PTA 連絡協議会会長 任期：平成31年4月～
5	子ども 育 児 事 業 従 事 者	八頭町ファミリーサポ ートセンター代表	中村 恵子	任期：平成29年11月～ 平成31年3月
			宮木 小百合	任期：平成31年4月～
6		児童クラブ指導員代表	林 豊美	任期：平成29年11月～ 平成31年3月
			西川 敦子	任期：平成31年4月～
7		八頭町子育て支援セン ター代表	岸本 由久世	
8	学 識 者 経 験 者	鳥取大学	畑 千鶴乃	
9		主任民生児童委員	谷口 幸子	任期：平成29年11月～ 令和元年12月
			西村 純子	任期：令和2年1月～
10		元保育所長	稲中 公子	
11	関係行政 機関職員	八頭町教育委員会 学校教育課	安藤 彰規	任期：平成29年11月～ 平成31年3月
			西田 彰訓	任期：平成31年4月～
12		保育所長代表	谷本 里子	任期：平成29年11月～ 平成31年3月
			谷口 明子	任期：平成31年4月～

13		八頭町保健師	岸本 貴子	
14		八頭町福祉課	高橋 雅志	任期：平成31年4月～
(事務局)				
1	子ども・子育て支援事業計画 担当課	町民課 課長	山下 真一	
2		町民課 課長補佐	山崎 泰宏	
3		町民課 副主幹	加賀田雅也	

5 八頭町子ども・子育て支援事業計画策定経過

実施年月日	内 容
○平成30年11月～12月	○ニーズ調査の実施 ・就学前児童の保護者対象733人に対して回収は497人
○平成31年1月～平成31年4月	○ニーズ調査の分析
○平成31年3月	○第1回子ども・子育て会議開催
○令和元年6月	○第2回子ども・子育て会議開催
○令和元年10月	○第3回子ども・子育て会議開催
○令和元年12月	○第4回子ども・子育て会議開催
○令和2年1月	○第5回子ども・子育て会議開催
○令和2年2月～3月	○パブリックコメント実施 第2期八頭町子ども・子育て支援事業計画 (素案)
○令和2年3月	○第6回子ども・子育て会議開催 ○完成・公表